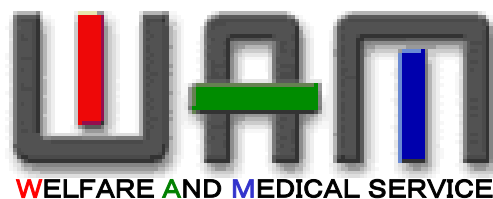


当機構の概要等のご案内

平成28年10月

独立行政法人福祉医療機構



1. 当機構の概要について	・ ・ ・ ・ ・ 2
2. 当機構の業務内容について	・ ・ ・ ・ ・ 7
3. 東日本大震災への対応等について	・ ・ ・ ・ ・ 18
4. 中期目標・中期計画・年度計画の概要について	・ ・ ・ ・ ・ 20
5. 平成27年度業務実績の評価について	・ ・ ・ ・ ・ 28
6. 独立行政法人の組織・業務の見直しについて	・ ・ ・ ・ ・ 35
7. 平成27年度決算の概要について	・ ・ ・ ・ ・ 37
8. 平成28年度予算及び平成29年度予算概算要求の概要について	・ ・ ・ ・ ・ 59
9. 福祉医療機構債券（財投機関債）発行について	・ ・ ・ ・ ・ 64

1. 当機構の概要について



福祉医療機構の概要

1 設立

- 平成15年10月1日
- 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

2 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣

社会・援護局福祉基盤課

医政局総務課

社会・援護局障害保健福祉部企画課

年金局総務課

労働基準局労災補償部労災保険業務課

3 資本金

9,026億円（全額政府出資金）

（平成28年4月1日現在）

上記の資本金のうち、8,749億円については、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金資金住宅融資等の貸付金債権を全額政府出資金として受け入れたものである。

4 役職員数

269人

理事長、理事3人、監事2人（うち非常勤1人）

職員263人

（平成28年4月1日現在）

経営理念（民間活動応援宣言）

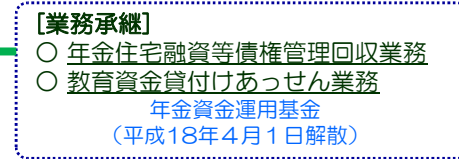
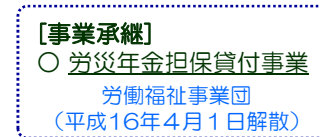
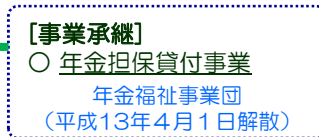
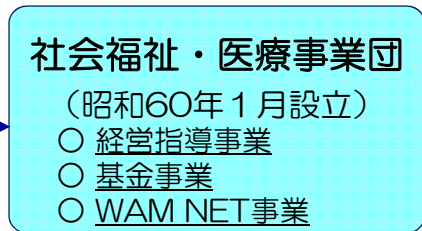
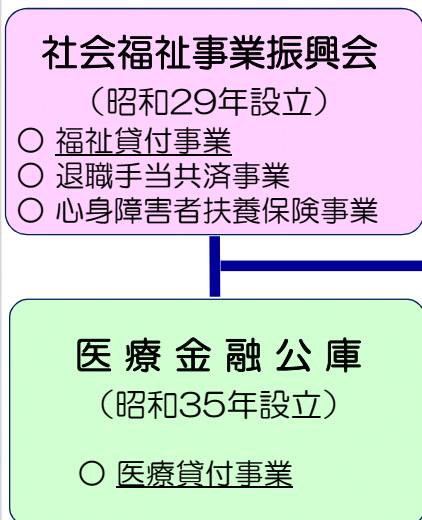
私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。



当機構の沿革

《行政改革》

《特殊法人改革》



第1期中期目標期間

15.10~20.3

第2期中期目標期間

20.4~25.3

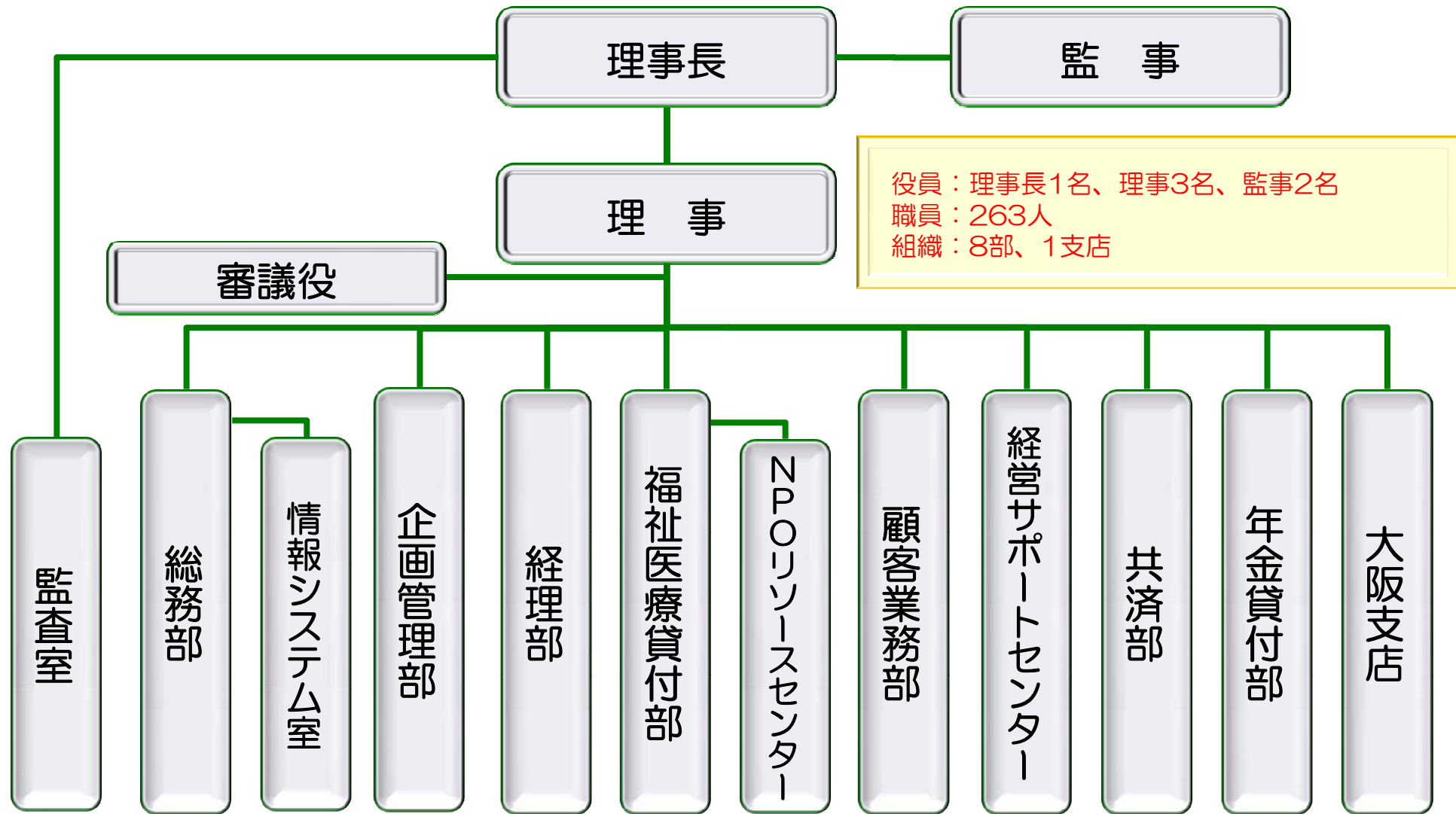
第3期中期目標期間

25.4~30.3

当機構の設立目的

- 当機構の目的は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、当機構は上記のほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的としております。
- このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくり等、国の施策と連携し多岐にわたる事業を展開しております。

[平成28年4月1日現在]





厚生労働省

福祉・介護サービスの基盤整備

子育て・保育サービスの基盤整備

良質かつ効率的な医療サービスの提供

【政策目的】

障害者等の自立支援

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

年金受給者の生活支援



独立行政法人福祉医療機構

一般勘定

共済勘定

保険勘定

年金担保 貸付勘定

労災年金担保 貸付勘定

承継債権管理 回収勘定

承継教育資金 貸付けあっせん勘定

福祉医療貸付事業

社会福祉施設、医療施設等に対して建築資金や運営のための資金を融資

経営サポート事業

融資を通じて蓄積したデータを活用し、福祉医療施設の安定経営を支援

福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供

社会福祉振興助成事業

助成事業を通じて、NPO等が実施する地域を支える福祉活動を支援

福祉医療機構債券発行勘定

退職手当共済事業

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を実施

心身障害者 扶養保険事業

地方公共団体（都道府県・指定都市）が実施している心身障害者扶養共済制度により、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険

年金担保貸付事業

厚生年金保険又は国民年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資

福祉医療機構
債券発行勘定

労災年金担保 貸付事業

労働者災害補償保険制度に基づく年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資

承継年金住宅融資等債 権管理回収業務

年金資金運用基金が行っていた、年金住宅等融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

承継教育資金 貸付けあっせん業務

年金資金運用基金が行っていた、年金被保険者に対して、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）が行う子弟の教育費のための融資をあっせんする業務を実施

※20年4月から休止

（注）長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成22年11月27日に一般勘定へ統合

2. 当機構の業務内容について



一般勘定（福祉貸付事業）

○民間社会福祉事業施設などの整備、充実を図ります

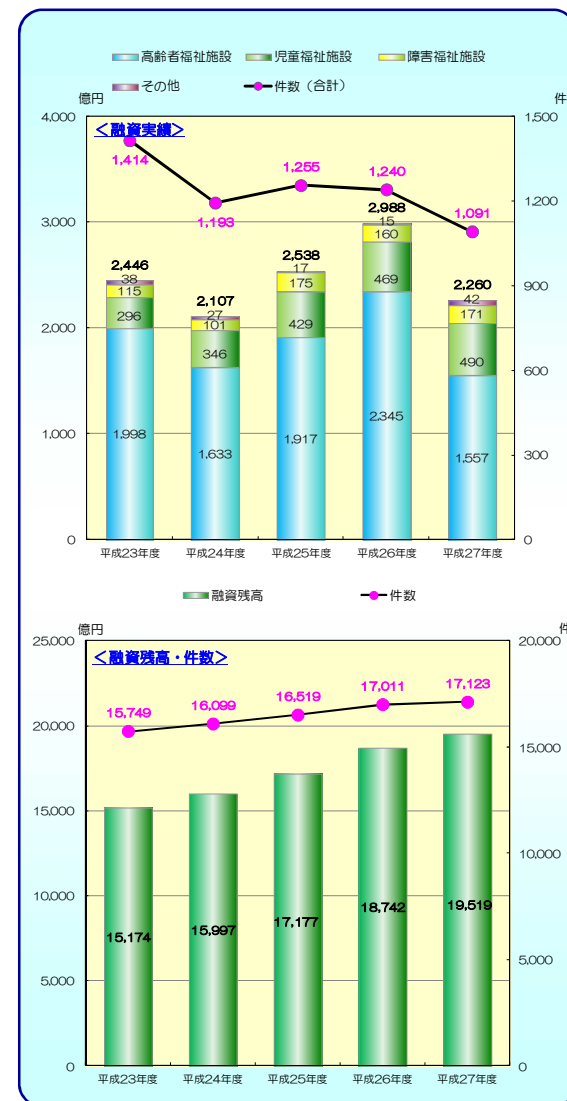
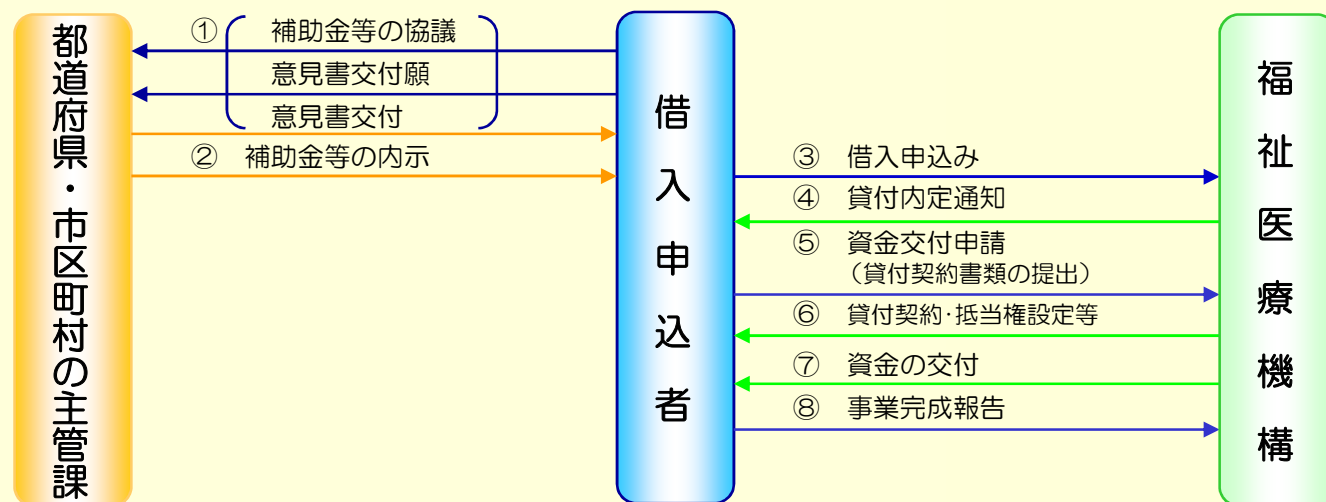
社会福祉法人による特別養護老人ホームなどの社会福祉事業施設の整備及び民間事業者による在宅サービス事業等に対して、建築資金等を融資しています。

社会福祉事業施設は、国や地方公共団体による整備費の補助が行われますが、設置者である社会福祉法人等には一定の自己負担が必要になります。

当機構は、この社会福祉法人等が負担しなければならない費用に対して融資を行っています。

こうした融資を通じて、国の社会福祉施設整備等の推進に大きな役割を担っています。

■福祉貸付事業のスキーム■



一般勘定（医療貸付事業）

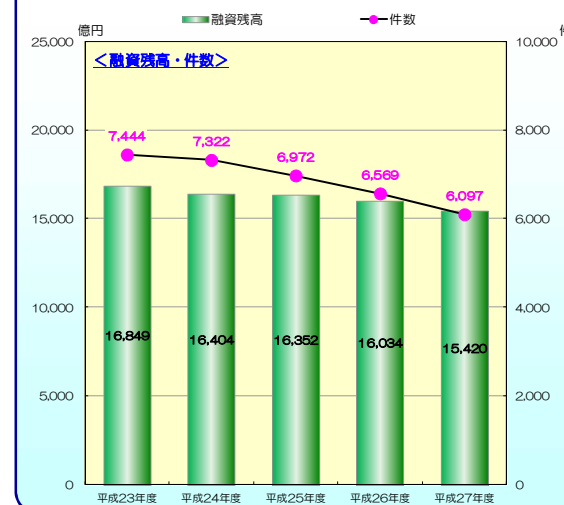
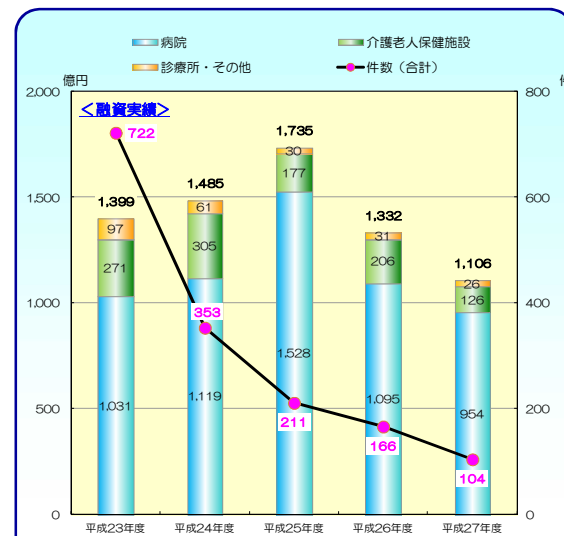
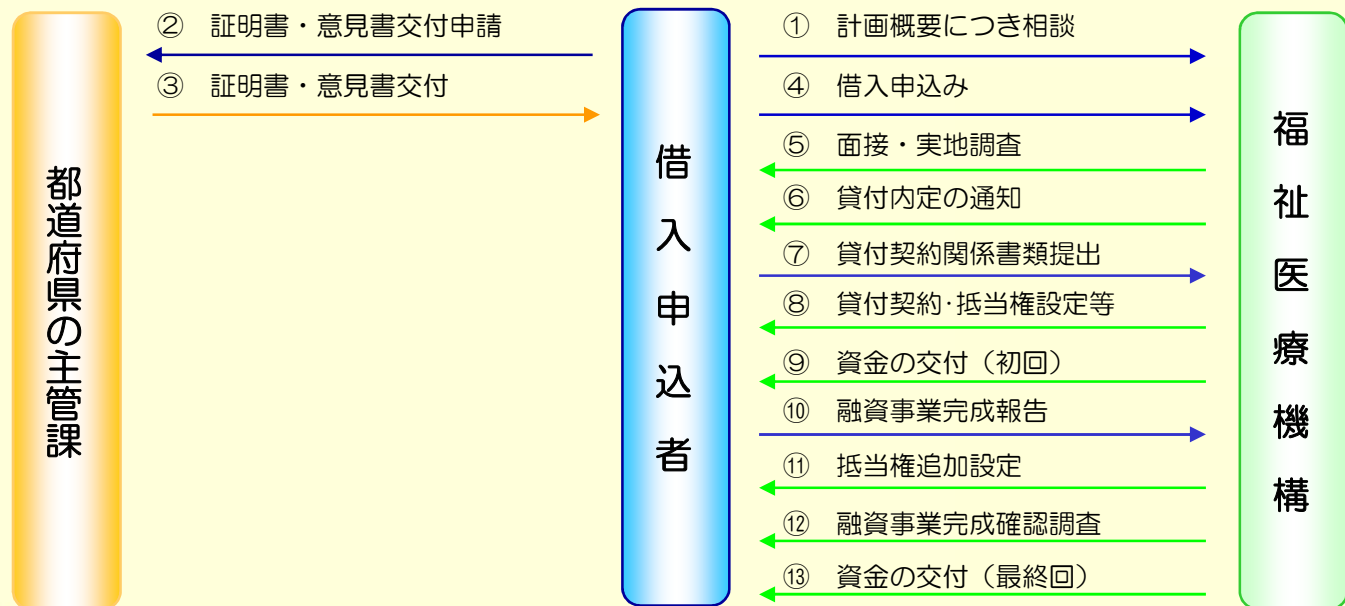
○良質な医療・介護サービスの提供を支援します

病院、診療所などの医療関係施設、介護老人保健施設の設置・整備に必要な建築資金・機械購入資金、経営安定化に必要な運転資金を融資しています。

医療の高度化、疾病構造の変化、少子高齢化の進行等を背景に、医療・介護の分野は、サービス提供体制の改革が図られています。

医療貸付事業では、こうした施策を推進するため国・都道府県等と連携を図りながら、医療・介護の基盤整備に即応した融資を行っています。

■医療貸付事業のスキーム■



一般勘定（経営サポート事業）

○施設の健全経営を支援するためリサーチ・セミナー・コンサルティングを行います

社会福祉事業施設・医療施設の経営の安定及び向上に資するため、リサーチレポート公表やセミナー開催、社会福祉法人や医療法人へのコンサルティングを実施しています。

リサーチレポート

経営者等にとって、有益となる経営状況や業界動向等の情報をSC Research Reportで公表

■レポート事例■

- ・社会福祉法人の経営状況について
- ・医療法人の経営状況について
- ・福祉施設の建設費等に関する動向

経営セミナー

経営者等を対象に行政担当者、学識経験者等を講師としてセミナーを実施

■セミナーのポイント■

政策動向を踏まえた施設整備のご参考に

テーマに沿った優良な実践事例を紹介

機構が保有する経営データを解説

機構融資に関する質問・相談の受付

コンサルティング等

融資業務を通じて蓄積した豊富なデータに基づき、各種のコンサルティング等を実施

経営分析プログラム

複数年の決算書等による経営診断を中心とした総合的な経営分析

ガバナンス診断プログラム

法人の経営管理状況に係る調査・診断

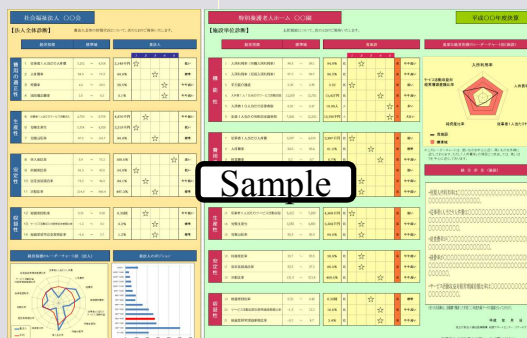
個別支援プログラム

相手方のニーズに対応した個別コンサルティング

簡易経営診断

1か年の決算書等を基に速やかに診断

《簡易経営診断サンプル》



一般勘定（福祉保健医療情報サービス事業）WAM

○福祉・保健・医療に関する情報を総合的に提供します

福祉・保健・医療の総合情報サイトWAM NET（※）は、福祉医療に係る制度・施策、取組み状況などについて、福祉医療関係者や一般の方に向けてわかりやすく広く提供することで福祉と医療を支援しています。

※ワムネット：Welfare And Medical Service NETwork System

○WAM NETの主な掲載情報

■障害福祉サービス事業所情報

全国の障害福祉サービス事業所情報
（介護・医療機関の事業者情報は国の公表制度サイトへ案内）

■イベント・セミナー情報

全国の福祉・保健・医療に関するイベントやセミナーの開催情報を掲載

■介護支援専門員（ケアマネジャー）関連情報

介護サービスQ&Aの他、ケアマネジャー向けの情報を集約して提供

■WAM NET授産品・芸術品ギャラリー

全国の障害福祉サービス事業所等の製品や役務の紹介、障害者の芸術作品等を掲載

■その他

福祉・保健・医療に関する全国のニュースや制度解説・ハンドブック、取組み事例の紹介等

■行政情報

厚生労働省等のホームページに掲載されている会議資料等へ案内

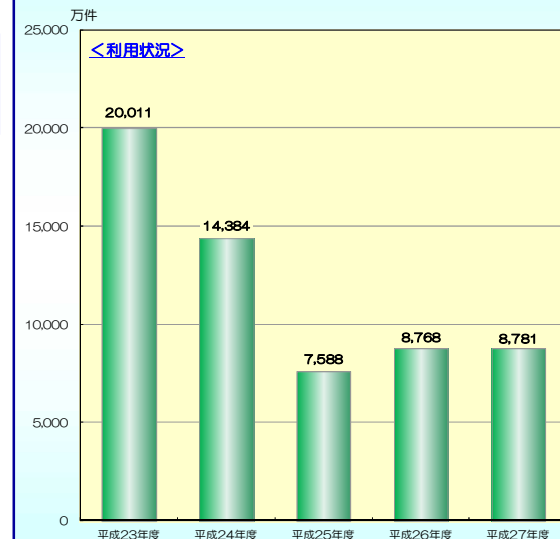
■評価情報

社会福祉施設、介護保険地域密着型施設の評価情報を案内



▲ WAM NET トップページ

◆WAM NET利用状況◆ （年間ヒット件数）





一般勘定（社会福祉振興助成事業）



○高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援を行います

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、NPOやボランティア団体等を育成し、その活動を後押しすることにより、支え合いと活気のある地域コミュニティの再生をサポートします。

＜助成対象事業の種類＞

地域連携活動支援事業

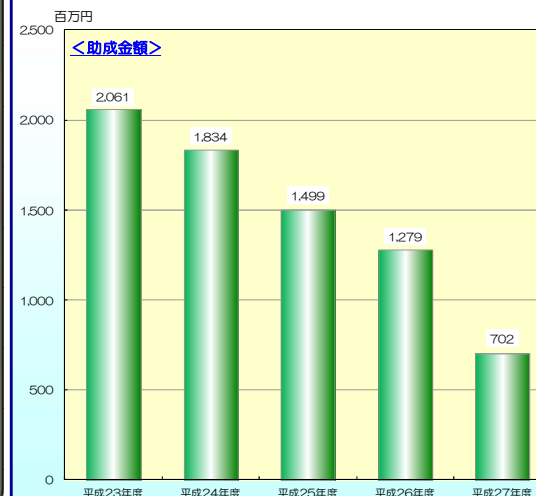
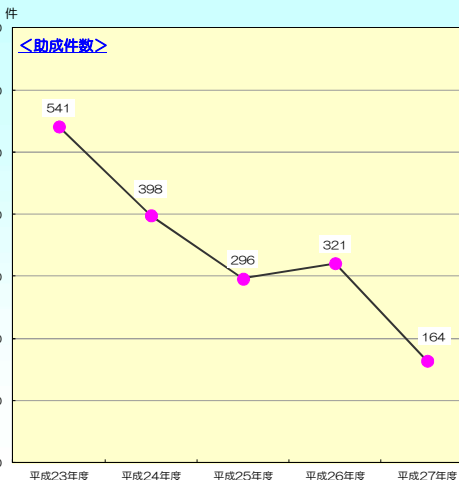
地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業

全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業

＜助成事業のスキーム＞

事業の仕組み



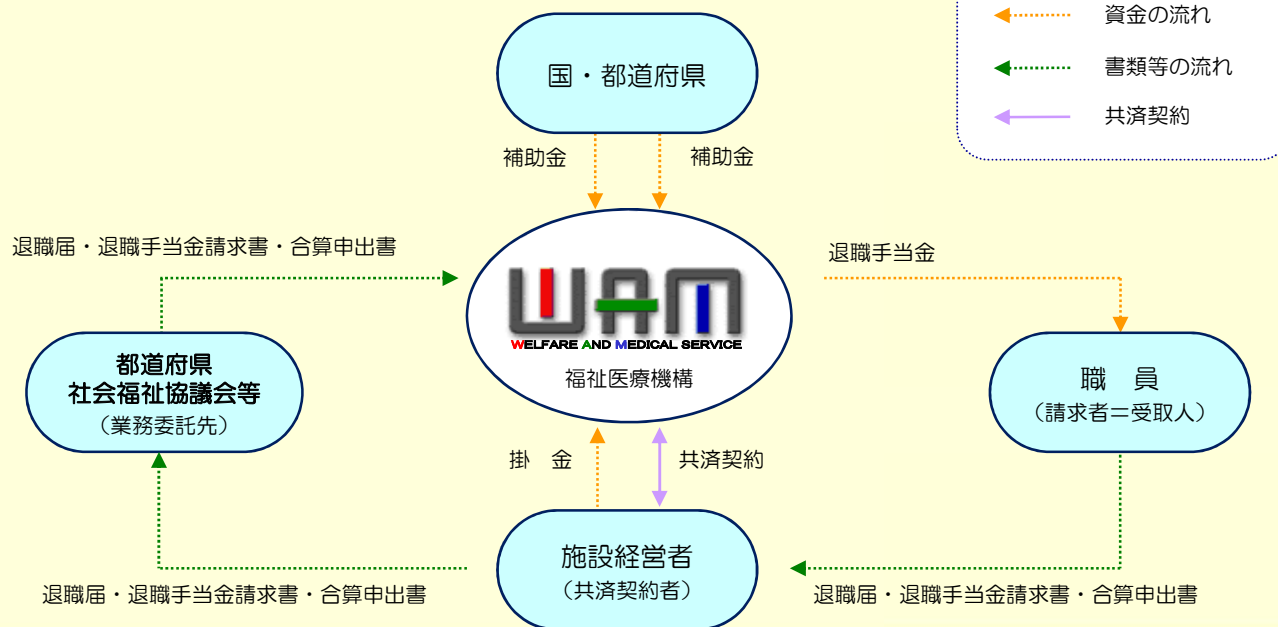
■ 共済勘定（退職手当共済事業）

○社会福祉事業等に従事する職員の確保と定着化を図ります

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等、特定介護保険施設等及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行う事業です。

退職手当金の額の計算は、概ね国家公務員に準じています。退職手当金の支給財源は、「共済契約者（経営者）」、「国」及び「都道府県」の3者負担となっており、職員の負担はありません。国及び都道府県は、原則として、社会福祉施設等に係る給付費の3分の1の補助となります。

●退職手当共済事業のスキーム



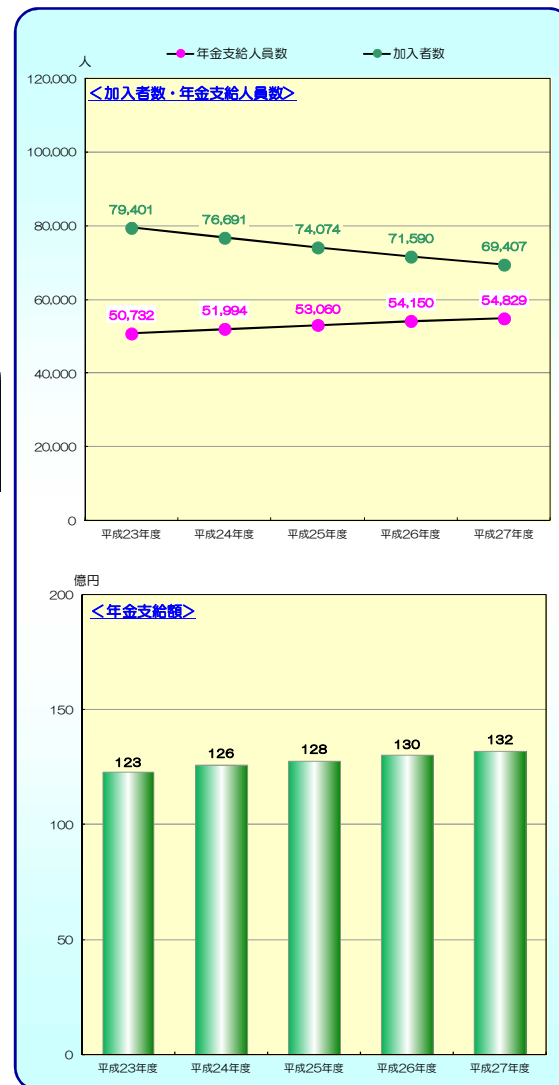
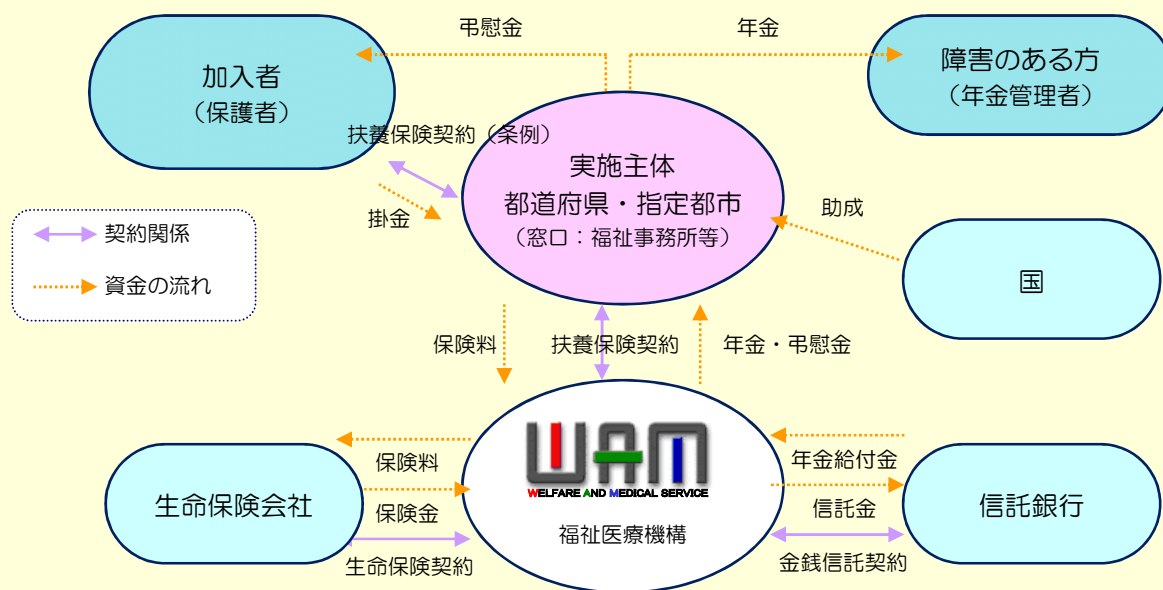
■ 保険勘定（心身障害者扶養保険事業）

○障害のある方に、将来の安心と保障をもたらします

都道府県・指定都市が実施している心身障害者扶養共済制度によって、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険する事業です。心身障害者扶養共済制度とは、障害のある方の保護者が掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときに障害のある方に終身一定の年金を支給するものです。

この制度は、障害のある方の将来に対する保護者の不安を軽減し、障害のある方が安定した生活を送り、福祉の増進が図られることを目的としたもので、保護者の方々の自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれたものです。

●心身障害者扶養保険事業のスキーム



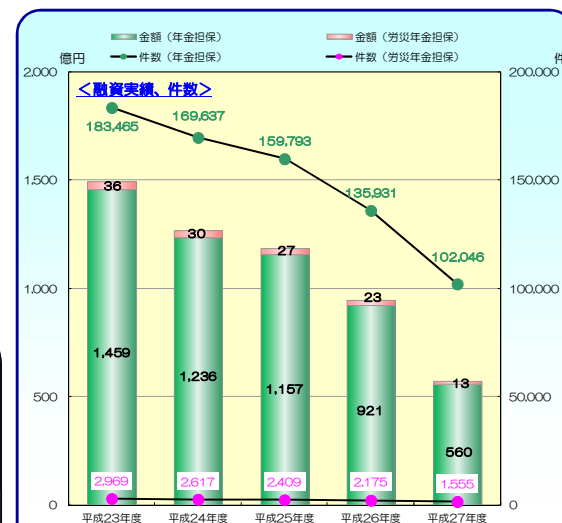
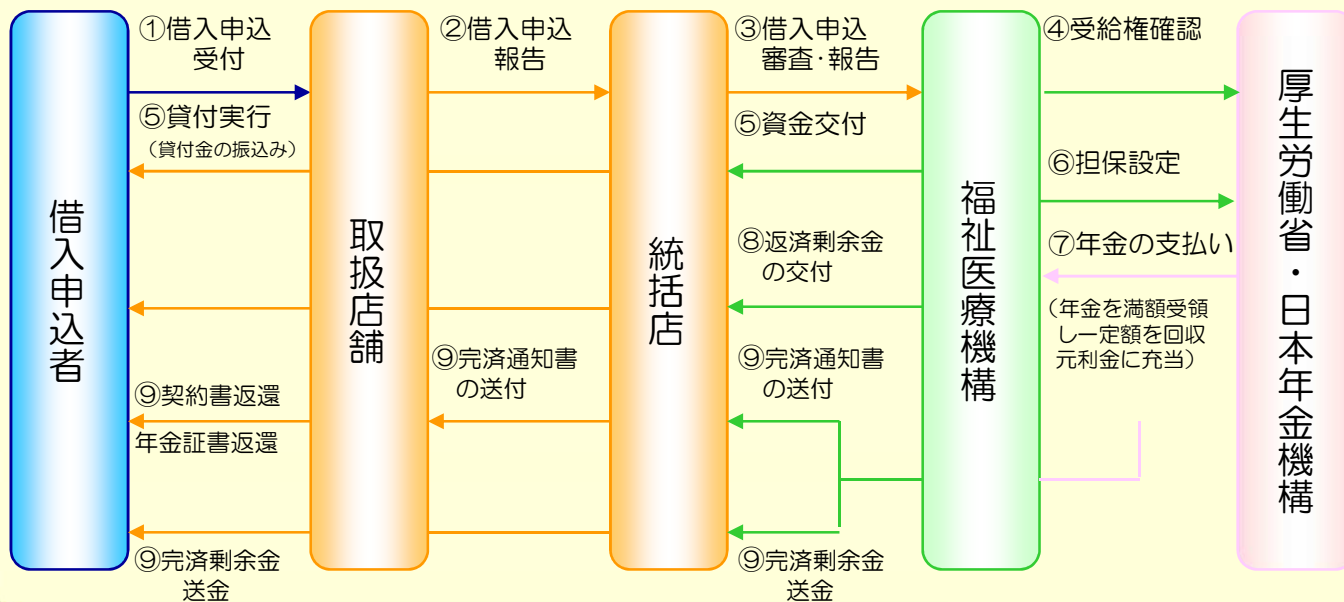


○年金受給者の生活を支援します

厚生年金保険、国民年金（老齢福祉年金を除く。）または労働者災害補償保険の年金の支払を受けている方に、保健医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭などに必要な資金を融資しています。

なお、平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、貸付限度額の引下げなどにより、年金担保融資を利用される方にとって必要な資金をご融資し、無理のないご返済となるようにするため、平成23年12月及び平成26年12月に年金担保融資制度の取扱いを変更しています。

●年金担保貸付事業のスキーム





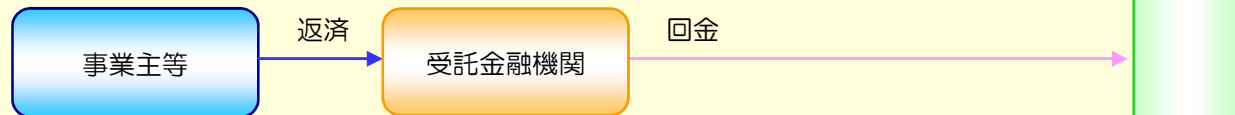
○年金住宅融資等債権の管理・回収を行います

平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が承継したものであり、当該業務により回収された回収金は、年金特別会計への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、適正な業務実施に努めてまいります。

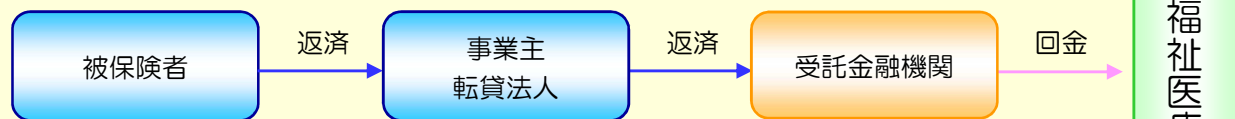
なお、年金資金運用基金の解散に伴い平成17年1月末をもって新規融資の受付を停止しています。

●承継年金住宅融資等債権管理回収業務のスキーム

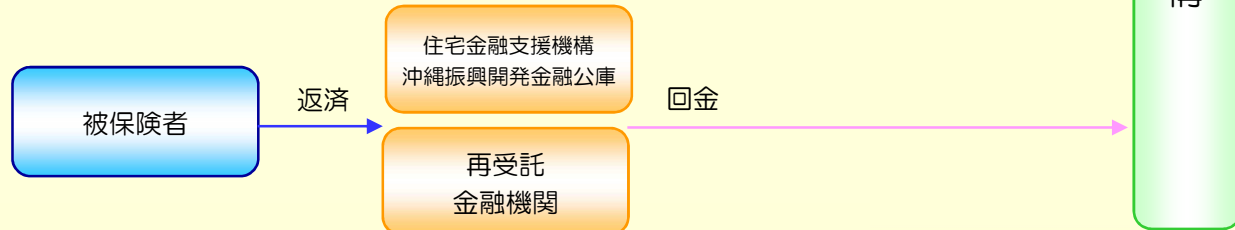
【福祉施設設置整備資金貸付】



【年金住宅資金貸付（転貸融資）】



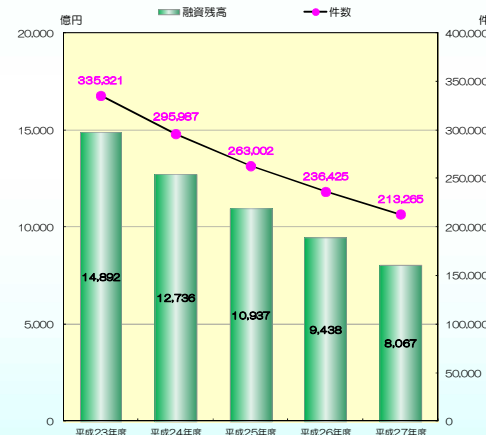
【年金住宅資金貸付（併せ貸し）】



<当機構が承継した債権管理回収業務>

- 1.年金住宅資金貸付に係る債権の管理回収業務
- 2.福祉施設設置整備資金貸付（社宅・療養施設・厚生施設・分譲住宅等）に係る債権の管理回収業務
- 3.年金担保貸付に係る債権の管理回収業務

<年金住宅融資等債権残高・件数>



<平成27年度分の年金特別会計への納付金>

○元本償還分 1,368億円

○利息分等 299億円

合 計 1,667億円

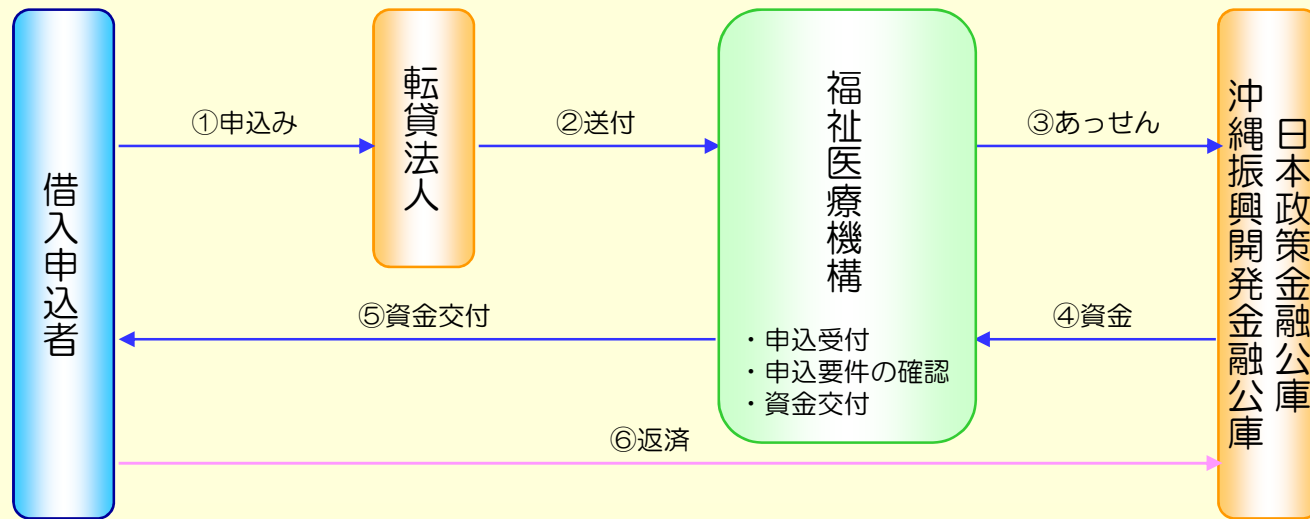


○日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）・沖縄振興開発金融公庫が行う「国の教育ローン（年金教育貸付：一定の要件を満たす厚生年金保険又は国民年金の被保険者の子弟等の教育に必要な資金の融資）」の申込受付、あっせん、資金交付を行います

平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた教育資金貸付けあっせん業務を、当機構が承継したものです。

なお、承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成20年度から業務を休止しています。

●承継教育資金貸付けあっせん業務のスキーム



3. 東日本大震災への対応等について

福祉医療貸付事業

① 被災されたお客さまへの迅速な対応（特別相談窓口（電話）の設置、災害復旧貸付等の実施）

災害復旧資金

無利子貸付の実施

償還期間の延長

融資率の引上げ

無担保貸付の拡大

二重ローン対策

返済猶予・返済期限の延長

金利の減免等

② 東日本大震災に係る「福祉貸付・医療貸付」災害復旧資金融資執行状況（平成23年度～平成27年度実績累計）

（単位：百万円）

区 分	受 理		契 約		資金交付	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
福祉貸付事業	257	39,445	241	37,014	331	36,839
医療貸付事業	797	74,945	785	69,976	858	67,108
合 計	1,054	114,390	1,026	106,990	1,189	103,947

4. 中期目標・中期計画・年度計画の概要について

本資料に掲載している内容は、当機構が概要版として作成したものです。詳細につきましては、当機構ホームページ（<http://hp.wam.go.jp/koukai/keikaku/tabid/117/Default.aspx>）をご参照ください。

第3期中期目標・中期計画の概要

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第3期中期目標期間においては、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような取組みを実施することとする。

福祉貸付事業・医療貸付事業

- ☞ 政策優先度に即した融資の展開
 - ・ 民業補完を徹底しつつ融資対象の重点化及び融資枠の確保
 - ・ 東日本大震災への対応
- ☞ 融資相談の強化
- ☞ 併せ貸しの普及



福祉医療貸付事業（債権管理）

- ☞ 貸出条件緩和措置による経営支援
- ☞ 貸付先へのフォローアップ調査

福祉医療経営指導事業

- ☞ 重点化したセミナーの開催
- ☞ 経営ノウハウの民間普及



社会福祉振興助成事業

- ☞ 国が示すテーマに重点化した募集
- ☞ 透明公正な助成の実施・事後評価



退職手当共済事業

- ☞ 事務処理の効率化
- ☞ 届出書類の電子化及び簡素化

心身障害者扶養保険事業

- ☞ 財政状況の検証・公表
- ☞ ベンチマーク収益率の確保



福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET）

- ☞ 基幹的な福祉医療情報の重点的提供
- ☞ 効率的なシステム運用

第3期中期目標・計画 （H25.4～H30.3）



年金担保・労災年金担保貸付事業

- ☞ 国が立案する計画に従った業務運営
- ☞ 無理のない返済に配慮した審査等の実施

承継年金住宅融資等債権管理回収業務

- ☞ 業務終了時期を見据えた適正な業務実施



効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- ☞ 業務運営体制の継続的見直し
- ☞ 業務間連携の強化

業務管理（リスク管理）の充実

- ☞ ガバナンスの更なる高度化
- ☞ 情報セキュリティ対策の推進

業務・システムの効率化と情報化の推進

- ☞ システムの継続的改善・経費節減
- ☞ 情報化推進体制の強化

経費の節減

- ☞ 契約の適正化
- ☞ 一般管理費・業務経費の節減

財務内容の改善に関する事項

- ☞ 自己収入の確保
- ☞ 不要財産の処分

人事に関する事項

- ☞ 組織編制及び人員配置の見直し
- ☞ 各種研修の実施（職員の資質向上）

第3期中期目標・中期計画の主な事項

独立行政法人制度においては、法人の主務大臣が独立行政法人の性格に応じた業務運営の効率化や行政サービスの向上等に関する「中期目標」を設定し、これを受けた法人の長は中期目標を達成するための「中期計画」を作成し、主務大臣の認可を得ることとなっています。第3期中期目標及び中期計画の概要は次のとおりです。

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
第1 中期目標の期間5年（平成25年4月1日から平成30年3月31日まで）	
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備
○ 業務運営体制を継続的に見直すこと。	○ 業務運営体制を継続的に見直す。 ○ 経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。 ○ 業務間の連携を強化する。
2 業務管理（リスク管理）の充実	2 業務管理（リスク管理）の充実
○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、ガバナンスの更なる高度化を図ること。 ○ 内部統制の更なる充実・強化を図ること。 ○ 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	○ ガバナンスの更なる高度化等によりリスクの抑制に努める。 ○ 内部統制の更なる充実・強化を図る。 ○ 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。 ○ 業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。
第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 業務・システムの効率化と情報化の推進	1 業務・システムの効率化と情報化の推進
○ 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。 ○ システム等の継続的な改善に努めること。 ○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。	○ 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。 ○ 情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善を図る。 ○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図る。 ○ 職員のIT技能の習得を推進する。
2 経費の節減	2 経費の節減
○ 「調達等合理化計画」に基づく取組み等を着実に実施し、契約の適正化を推進すること。 ○ 平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること（いずれも人件費を除く）。 ○ 総人件費については、政府における総人件費の取組みを踏まえ厳しく見直すとともに、機構の給与水準について検証を行い、検証結果等について公表すること。	○ 「調達等合理化計画」に基づく取組み等を着実に実施し、契約の適正化を推進する。 ○ 平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する（いずれも人件費を除く）。 ○ 総人件費については、政府における総人件費の取組みを踏まえ厳しく見直すとともに、機構の給与水準について検証を行い、検証結果等について公表する。

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
第4 業務の質の向上に関する事項	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） ○ 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ○ 政策融資の役割を踏まえ、民業補完の徹底、融資対象の重点化等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。 ○ 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施すること。 ○ 社会福祉施設に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。 ○ 審査業務及び資金交付業務について、利用者サービスの向上を図ること。	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） ○ 融資方針に基づき事業を実施する。 ○ 政策融資の役割を踏まえ、民業補完の徹底、融資対象の重点化等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。 ○ 手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階から融資相談等に応じ、必要な提案、助言等を行う。 ○ 社会福祉施設に関するノウハウ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。 ○ 併せ貸しの利用が進んでいない事業についての要因を分析し、周知を図る。 ○ 協調融資金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大する。 ○ 審査業務の平均処理期間30日以内を維持する。 ○ 資金交付の平均処理期間15営業日以内を維持する。
2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） ○ 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ○ 政策融資の役割を踏まえ、民業補完の徹底、融資対象の重点化等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き復旧資金等の優遇融資を実施すること。 ○ 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施すること。 ○ 医療関係施設に関するノウハウ等を民間金融機関に提供すること。 ○ 審査業務及び資金交付業務について、利用者サービスの向上を図ること。 ○ 病院機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） ○ ガイドラインに基づき事業を実施する。 ○ 政策融資の役割を踏まえ、民業補完の徹底、融資対象の重点化等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き復旧資金等の優遇融資を実施する。 ○ 手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階から融資相談等に応じ、必要な提案、助言等を行う。 ○ 医療関係施設に関するノウハウ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。 ○ 審査業務の平均処理期間30日以内を維持する。 ○ 資金交付の平均処理期間15営業日以内を維持する。 ○ 病院機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。
3 福祉医療貸付事業（債権管理） ○ 継続的に貸付先のフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。 ○ 福祉医療経営指導事業等との連携強化により債権悪化の未然防止に取り組むこと。 ○ リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。 ○ 政策融資の役割を踏まえ、経営が悪化した貸付先等に対して、貸出条件緩和等の措置を講じ、地域における民間の社会福祉施設及び医療施設等の経営を支援すること。 ○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図ること。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） ○ 継続的に貸付先のフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 ○ 福祉医療経営指導事業等との連携強化により債権悪化の未然防止に取り組む。 ○ リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。 ○ 政策融資の役割を踏まえ、経営が悪化した貸付先等に対して、貸出条件緩和等の措置を講じ、地域における民間の社会福祉施設及び医療施設等の経営を支援する。 ○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図る。

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
4 福祉医療経営指導事業 ○ 集団経営指導については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。 ○ 病院等の経営指導のノウハウを民間金融機関等へ普及すること。 ○ 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。 ○ 福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化した施設等に対する経営支援に努めること。 ○ 運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めること。	4 福祉医療経営指導事業 ○ 1 セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とし、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。 ○ 病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。 ○ 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。 ○ 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化した施設等に対する診断等の充実を目指し、延べ診断件数1,400件以上の実施に努め、利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。 ○ 経営分析診断の平均処理期間を50日以内とする。 ○ 運営費交付金縮減の観点から、実費相当額を上回る自己収入を確保する。
5 社会福祉振興助成事業 ○ 助成事業の募集に当たっては、国が示すテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。 ○ 助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図り、また事業の固定化回避に努めること。 ○ 評価方針を定め事後評価を実施し、事後評価の結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。 ○ 助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。 ○ 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。	5 社会福祉振興助成事業 ○ 助成事業の募集に当たっては、国が示すテーマについて国と協議し、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。 ○ 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づき審査・採択する。 ○ 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 ○ 交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。 ○ 事後評価方針を定め、事後評価を実施し、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映する。 ○ 助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。 ○ 助成先への助言等を通じ、新たに他団体等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。 ○ 利用者の満足度を80%以上とする。 ○ 助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
6 退職手当共済事業 ○ 給付までの平均処理期間の短縮を図ること。 ○ 利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。 ○ 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。	6 退職手当共済事業 ○ 退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図る。 ○ 給付までの平均処理期間を50日以内とする。 ○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を推進する。 ○ 新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。 ○ 業務委託先に対する業務指導の徹底し、事務効率化を図る。
7 心身障害者扶養保険事業 ○ 国・地方公共団体による財政支援措置を踏まえ、安全かつ効率的な運用を行うこと。 ○ 毎年度、事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 ○ 厚労大臣が定める運用利回りを確保するため、基本ポートフォリオを定め、管理を行うこと。 ○ 事務処理を適切に行うため、地方公共団体と連携を図ること。	7 心身障害者扶養保険事業 ○ 毎年度、事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 ○ 厚労大臣が定める運用利回りを確保するため、基本ポートフォリオを心身障害者扶養保険資産運用委員会において策定し、管理を行う。 ○ 事務担当者会議を開催する。
8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） ○ 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供するとともに、提供する情報の質の向上に努めること。 ○ 福祉保健医療施策を支援するためにWAM NETの活用を図ること。 ○ 運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めること。	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） ○ 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供するとともに、提供する情報の質の向上に努め、年間ヒット件数を7,000万件以上、利用者満足度指数を90%以上とする。 ○ 福祉保健医療施策を支援するためにWAM NETの活用を図る。 ○ 運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努める。
9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 ○ 業務運営コストを分析し、貸付金利水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。 ○ 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。 ○ 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。 ○ 制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 ○ 業務運営コストを分析し、貸付金利水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。 ○ 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。 ○ 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努める。 ○ 制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、受託金融機関事務打合せ会議等により周知徹底に努める。

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
1 〇承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 〔承継年金住宅融資等債権管理回収業務〕 〇 当該業務終了の時期を見据え、適正な業務実施に努めること。 〇 貸付先の財務状況等の把握等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。 〇 延滞債権の発生抑制に努めること。 〇 延滞債権について、早期の債権回収に努めること。 〔承継教育資金貸付けあっせん業務〕 〇 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、業務を休止すること。	1 〇承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 〔承継年金住宅融資等債権管理回収業務〕 〇 当該業務終了の時期を見据え、適正な業務実施に努める。 〇 貸付先の財務状況等の把握等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努める。 〇 延滞債権の発生抑制に努める。 〇 延滞債権について、早期の債権回収に努める。 〔承継教育資金貸付けあっせん業務〕 〇 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、業務を休止する。
第5 財務内容の改善に関する事項	第4 予算、収支計画及び資金計画
1 運営費交付金以外の収入の確保	1 予算
〇 運営費交付金を充当して行う事業について、自己収入の確保に努めること。	2 収支計画
	3 資金計画
2 自己資金調達による貸付原資の確保	第5 短期借入金の限度額（117,400百万円）
〇 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。	
3 資産の有効活用	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
〇 将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。	〇 不要財産を国庫納付する。（職員宿舍、業務廃止後の年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等） 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 〇 業務改善にかかる支出のための原資 〇 職員の資質向上のための研修等の財源

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
人事に関する事項	1 職員の人事に関する計画
○ 組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。 ○ 人事評価制度の運用や人材の育成により、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。	（1）方針 ○ 組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 ○ 人事評価制度の適正な運用を行い、士気の高い組織運営に努める。 ○ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。 （2）人員に係る指標 ○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数（299人）の100%以内とする。
	2 施設及び設備に関する計画
	なし
	3 積立金の処分に関する事項
	○ 積立金のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てる。

5. 平成27年度業務実績の評価について

＜これまでの独立行政法人の評価＞

評価主体・評価の体制等

- ・各府省に設置された「独立行政法人評価委員会」が、第三者機関として、法人の評価を実施し、決定。
- ・年度評価、中期目標期間評価（暫定評価・最終評価）を実施。
※業績評価の結果に基づき、独法評価委員会が役員の退職金に係る業績勘案率を算定。
- ・法人の財務諸表、組織・業務全般の検討、中期目標、中期計画等について意見。

評価基準等

- ・各府省の「独立行政法人評価委員会」が、評語（評定）、評価基準、評価様式等をそれぞれ定め、評価を実施。
- ・主務省では、独法評価委員会が定める「評価基準」に基づき、目標を定めた項目ごとに5段階の評定を付す「個別評価」と、法人全体の状況について、記述による「総合評価」を実施。

第三者機関の役割（総務省の関与）

- ・各府省の「独立行政法人評価委員会」が決定した「年度評価」、「中期目標期間評価」について、二次評価を行い、必要に応じて意見を述べるほか、独法評価委員会が算定した役員の退職金に係る業績勘案率について決定前に意見。
- ・中期目標期間の終了時において、当該法人の組織・業務全般の検討に関し、主務大臣に対して勧告。

＜平成26年度業務実績以降の評価＞

- ・主務大臣が法人の評価を実施し、決定。
- ・評価に際し、必要に応じて外部有識者の知見を活用。
〔独立行政法人評価に関する有識者会議の開催等〕
- ・年度評価、中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）を実施。
※業績評価の結果に基づき、主務大臣が役員の退職金に係る業績勘案率を算定。

- ・総務大臣が定める独立行政法人の評価に関する指針（統一ルール）に基づき、評価を実施。
〔評語〕 **Bを標準**とし、S～Dの5段階評定。
〔評価基準〕 定量的指標において目標値の100%～120%を達成した場合にB評定など。
〔評価様式〕 政府統一の評価様式を使用。
- ・中期目標を定めた項目ごとに評定を付す「項目別評定」と、法人全体の状況について評定を付す「総合評定」を実施。

- ・中期目標期間の終了時において、見込評価、業務・組織全般の検討及び次期中期目標の策定に関し、独立行政法人評価制度委員会から主務大臣に対して意見。

業務実績評価結果についての点検結果

(平成26年度の年度評価(99法人)等の結果についての点検結果)

平成28年8月3日の独法有識者会議において政策評価官室から提示された参考資料

- 独立行政法人の業務実績に関する評価は、**評価指針※**に基づいて**主務大臣が行うこと**とされている。

※「独立行政法人の評価に関する指針」:主務大臣による評定はS～Dの5段階の評語を付すことにより行い、「B」を標準とする

- 評価結果を点検したところ、「A」以上の評定の割合は、**25年度評価:93.5%** ⇒ **26年度評価(3省除く):13.8%**

➤ 実績評価は「B」を標準との評価指針の考え方を反映している状況。

	評定項目					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
①26年度評価(全省庁)	38	354	1,446	33	5	1,876	20.9%
②26年度評価(3省除く)※	19	188	1,256	31	5	1,499	13.8%
25年度評価(参考値)※※	(211)	(1,592)	(118)	(8)	(0)	1,929	93.5%

(A評定以上が高いと指摘された外務省、厚生労働省、経済産業省を除いたもの)

(※)平成25年度以前の評語及び評語の定義等は、評価指針に基づく定義とは異なる(Bが標準というわけではない)ため単純に比較できない。当該データは、両年度における上位1位から5位までの評定の割合を比較したもの。

(※)評価指針は、A以上の評定を否定する趣旨ではない

➤ ①各省別、②法人類型別、③業務別に見ると、A以上の評定の割合が高いものあり。

※A以上の割合が高く総務省より指摘を受けている外務省(47.6%)、厚生労働省(47.8%)、経済産業省(56.1%)を除いたもの

※※例えば、A以上の評定の割合が3つの省で比較的高い状況となっている。(56.1%～47.6%)

- A以上の評定を点検したところ、以下のような事例は、**評価指針に照らし、評価の手法や根拠、理由等のより一層の明確化が必要**

⇒ **主務大臣における適切な評価の実施を促すため、委員会による「点検結果」として公表**

定量的指標が設定されておらず、定性的な業務実績等に基づき「A」評定以上としているが、その根拠・理由が不明確
[16法人・44事項]



できる限り定量的な目標を設定した上で、評定を付す際には、評定に至った根拠を合理的・明確に(開発法人にあっては、根拠・理由を分かりやすく)記述することが必要

複数の数値目標を用いて評価する事項で、達成度120%以上となる目標がない／少ないにもかかわらず、全体で「A」としており、合理的根拠が不明確
[5法人・11事項]



「A」評定を付すには、個々の数値目標について、重要度、優先度及び難易度をあらかじめ設定するなど、当該評定に至った根拠を合理的に記述することが必要

目標において難易度の設定がない中で、主務大臣が評定を一段階引き上げて「A」としており、引き上げの根拠・理由が不明確
[7法人・10事項]



主務大臣が評定を引き上げる場合には、引き上げの根拠を具体的・明確に記述することが必要

目標期間のほぼ毎年度120%以上達成となっており、目標の水準が実績及び達成すべき水準を踏まえたものとなっていない
[10法人・16事項]



目標は実現可能性を過度に考慮した安易なものにしない。評価に当たっては、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨を記載することが必要



平成27年度業務実績の大臣評価について



評 定 項 目	平成26年度 評定	平成27年度 評定	厚生労働大臣による業務実績評価（概要）
総合評定	A	B	項目別評定は16項目中、Aが2項目、Bが14項目であり、また、全体の評定を引き下げる事象もないことから「B」と評価する。 <u>なお、昨年度の評価結果と本年度の評価結果については、当省において所管する独立行政法人全般において、相当程度差異が生じている。</u> これは、昨年度についても「独立行政法人の評価に関する指針」に則り適切な評価を行ったところであるが、今年度については、「平成26年度における独立行政法人の業務の実績及び平成26年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果」（平成27年11月17日付独立行政法人評価制度委員会）における、A評定を付す場合の根拠、理由等のより一層の明確化等の指摘を踏まえ、評価を実施したものであり、<u>（独）福祉医療機構の事業実施内容については、昨年度と同水準であると認められる。</u>



平成27年度業務実績の大臣評価について



評 定 項 目	平成26年度 評定	平成27年度 評定	厚生労働大臣による業務実績評価（概要）
項目別評定			
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
1 福祉医療貸付事業 （福祉貸付事業）	A	A	利用者サービスを向上させつつ、福祉の資金ニーズに対し適切かつ迅速に対応し、所期の目標を達成する成果が得られていることに加え、国の福祉政策に即した施設整備を支援する観点から平成27年度に新たな優遇融資メニューの創設・拡充を行い、着実に貸付実績をあげており保育所等の整備に大きく寄与していることから「A」と評価する。
2 福祉医療貸付事業 （医療貸付事業）	A	B	国の医療政策に即して病院の耐震化整備等について優遇措置を講じるとともに、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援し、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われていることから「B」と評価する。
3 福祉医療貸付事業 （債権管理）	A	B	債権悪化の未然防止に取組み、また経営が悪化した貸付先に対する貸出条件緩和を実施するなど、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理を行っており、リスク管理債権比率について低い水準を維持する等の成果が得られていることから「B」と評価する。
4 福祉医療経営指導事業	A	B	集団経営指導（セミナー）、個別経営診断とともに中期計画の目標値を大きく上回る実績をあげており、顧客ニーズを把握した上で、必要性の高い法人の経営分析やガバナンスの強化に重点をおいた事業の展開を講じるなど、所期の目標を達成する成果が得られていると認められるため、「B」と評価する。
5 社会福祉振興助成事業	B	B	助成事業に係る募集、審査及び採択等の結果を幅広く公表し、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、助成制度のPDCAサイクルが機能し効果的な資金助成を実現していることから「B」と評価する。



平成27年度業務実績の大臣評価について



評 定 項 目	平成26年度 評定	平成27年度 評定	厚生労働大臣による業務実績評価（概要）
6 退職手当共済事業	A	A	利用者サービスの向上を図る観点から、電子届出システムの利用促進に積極的に取り組み、退職手当金支給に係る平均処理期間を短縮するとともに、退手法改正に伴う制度改正の内容等について利用者への周知・連絡・調整等を丁寧に行うことにより、円滑に制度運用が行われていることが認められるため「A」と評価する。
7 心身障害者扶養保険事業	B	B	基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金を運用した結果、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、事業の財務状況等を公表し、事業の透明性の確保に努めるなど、所期の目標を達成していることから「B」と評価する。
8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET事業)	A	B	制度解説ページの新設や関連コンテンツの全面的改定などを行った結果、ヒット件数が増加するとともに、WAMNET基盤を活用した「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の構築について一般競争入札にて設計・開発業者を選定するなど、今後のシステム設計・展開に向けて大きく前進していることから「B」と評価する。
9 年金担保貸付事業及び 労災年金担保貸付事業	A	B	法人の自己評価は、業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できること、また、「年金担保貸付事業廃止計画」に基づく事業規模縮減が図られていることから「B」と評価する。
10 承継年金住宅融資等 債権管理回収業務及び 承継教育資金貸付け あっせん業務	B	B	受託金融機関や転貸法人に対し、説明会等を利用して債権回収及び延滞債権の着実な督促等を行うよう指導を行った結果、1,075億円を回収することができたこと、また、利用者からの長期延滞が発生した場合に、転貸法人の債務保証を行っている関係金融機関が第三者弁済を行う契約を締結しているが、これをさらに10年間延長する合意が実現し、今後の回収業務の安定的継続に資することとなったことなどから「B」と評価する。



平成27年度業務実績の大臣評価について



評 定 項 目	平成26年度 評定	平成27年度 評定	厚生労働大臣による業務実績評価（概要）
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項			
11 業務・システムの効率化と情報化の推進	B	B	業務・システム最適化計画に基づき、複数年契約を前提とした調達仕様書を作成し、業者の選定を行ったこと等により業務システムの効率化に取り組むとともに、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っていることから「B」と評価する。
12 経費の節減	A	B	一般管理費の節減については突発事項の対応等により▲3.6%の削減にとどまったものの、業務経費は▲39.5%の額を節減し、契約の適正化についても着実に実施するなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項			
13 運営費交付金以外の収入の確保、自己資金調達による貸付原資の確保、不要財産の国庫納付	B	B	運営費交付金以外の収入については安定的に自己収入を確保していること、また、財投機関債の発行においては、IRを積極的に実施し投資家から機構の事業等についてより深い理解を得るよう努力していること、さらに、保有資産の見直しについては国庫納付に向けて計画どおり適切に実施していると認められることから「B」と評価する。
Ⅳ. その他の事項			
14 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	B	B	ガバナンス態勢の更なる高度化等を図るため組織体制や、福祉系NPOに対する「貸付」・「助成」・「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで総合的、効果的かつ効率的に実施するための組織体制を整備するとともに、業務間の連携の強化に努めていることから「B」と評価する。
15 業務管理（リスク管理）の充実	B	B	ガバナンスの更なる高度化を推進するとともに、情報セキュリティ対策の強化等に努めており、所期の目標を達成していることから「B」と評価する。
16 人事に関する事項	B	B	組織の活性化を図りつつ、人事評価制度を適正に運用するとともに、人材の育成のため、研修の充実に取り組んでいることから「B」と評価する。

6. 独立行政法人の組織・業務の見直しについて

独立行政法人の見直しについて（経緯）

独立行政法人における改革の経緯

平成18年12月24日 勧告の方向性における指摘事項を踏まえた見直し案 独立行政法人の主要な事務・事業業の改廃に関する「勧告の方向性」を取りまとめ 政府・行革推進本部にて了解・決定 当機構に関する主な事項 福祉医療貸付事業の重点化、年金担保貸付事業等の効率化、各事務・事業の見直し、その他の業務全般に関する見直し。	平成19年12月24日 独立行政法人整理合理化計画 101法人を85法人に削減 役員人事・組織評価の内閣一元化 閣議決定 当機構に関する主な事項 ・貸付業務については、福祉医療分野における着実な基盤整備の推進、国民の福祉の増進を図る観点から、福祉医療政策の動向、他の機関による政策融資の運営状況を注視しつつ、移管を含め組織の在り方を検討する。 ・各事務及び事業の見直し 等	平成21年11月17日 行政刷新会議事業仕分け（第1弾） 行政刷新会議による平成22年度予算を削減するための事業仕分けを実施 ヒアリング 当機構に関する主な事項 助成事業（旧長寿・子育て・障害者基金事業）が事業仕分けの対象となる。	平成21年12月25日 独立行政法人の抜本的な見直しについて 98ある全ての独立行政法人について抜本の見直しを実施 閣議決定 当機構に関する主な事項 ・98ある全ての独立行政法人を対象に抜本の見直し。 ・「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に定められた事項については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。	平成22年4月19日 厚生労働省省内事業仕分け 厚生労働省省内の独立行政法人が行う事業仕分け ヒアリング 当機構に関する主な事項 福祉貸付事業・医療貸付事業・福祉医療経営支援事業、年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業・心身障害者扶養保険事業が事業仕分けの対象となる。	平成22年4月23日 行政刷新会議事業仕分け（第2弾） 行政刷新会議による独立行政法人が行う事業仕分け ヒアリング 当機構に関する主な事項 福祉貸付事業、医療貸付事業、年金担保・労災年金担保貸付事業が事業仕分けの対象となる。
平成22年12月7日 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産の精査を行う 閣議決定 当機構に関する主な事項 利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組み目標、業務効率化に係る一層の取組み目標を中期計画等に明示する。さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。等	平成23年9月21日 独立行政法人改革に関する分科会開催 今後の独法制度の在り方を議論 行政刷新会議（分科会） 当機構に関する主な事項 ・独法で行う事務・事業の必要性を議論 ・法人の組織形態について議論 独法改革に関する分科会WG ヒアリング ・10/05(1R)・10/31(4R) ・10/12(2R)・11/07(5R) ・10/21(3R)	平成24年1月20日 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針 102の独立行政法人を4割削減し65法人とするなどの方針 閣議決定 当機構に関する主な事項 ・成果目標達成法人とする。 ・金融業務については、会社法を参考に監査機能・リスク管理機能の強化等を図るとともに、金融庁検査導入及び高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。 ・業務や組織の在り方について、引き続き適時に見直しを行う。	平成25年1月24日 平成25年度予算編成の基本方針 「制度及び組織の見直しの基本方針」の当面凍結 閣議決定 当機構に関する主な事項 「制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結となった。 ※「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）のフォローアップ等は、引き続き継続。	平成25年12月24日 独立行政法人改革等に関する基本的な方針 成長戦略の推進に大きく貢献するよう制度・組織面で抜本的に見直し 閣議決定 当機構に関する主な事項 ・中期目標管理型法人とする。 ・金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については金融庁検査を導入する。 ・承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、回収金を定期的に国庫納付するよう所要の措置を講じる。	平成27年4月1日 「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」等の施行 「基本的な方針」に基づき独立行政法人制度の見直しを実施 当機構に関する主な事項 ・中期目標管理型法人へ移行 平成27年10月1日 「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」の施行 「基本的な方針」に基づき厚生労働省所管独法の改革を実施 当機構に関する主な事項 ・福祉医療貸付事業への金融庁検査導入 ・承継年金住宅融資等債権の回収元金を四半期毎に国庫納付

7. 平成27年度決算の概要について

本資料に掲載している財務内容は、当機構が本説明会のために概要版として作成したものです。詳細につきましては、当機構ホームページ（<http://hp.wam.go.jp/koukai/zaimu27/tabid/2387/Default.aspx>）をご参照ください。

平成27年度の財政状態及び経営成績について

▶ 平成27年度末における財政状態について

● 各勘定の財政状態

- ✓ 当機構における法人全体の資産は、約4兆5,251億円となっています。これを勘定別に見ますと、一般勘定の約3兆4,132億円が75.43%を、また、承継債権管理回収勘定の約9,063億円が全体の20.03%を占めています。
- ✓ その資産の主なものは長期貸付金であり、一般勘定においては約3兆4,088億円を、また、承継債権管理回収勘定で約8,067億円を計上しており、資産全体の75.33%、17.83%をそれぞれ占めています。
- ✓ 一方、負債については一般勘定の約3兆3,956億円が全体の94.31%を占めています。

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担保 貸付勘定	承継債権 管理回収勘定	法人単位
資産の部	3,413,177	34,124	74,340	92,661	4,478	906,308	4,525,090
負債の部	3,395,571	34,124	77,156	92,046	53	1,538	3,600,491
純資産の部	17,605	－	△ 2,816	614	4,424	904,769	924,598
負債純資産合計	3,413,177	34,124	74,340	92,661	4,478	906,308	4,525,090

(注) 百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

平成27年度の財政状態及び経営成績について

▶ 平成27年度における経営成績について

● 各勘定の経営成績

- ✓ 当機構における法人全体の経常収益は、約2,118億円となっています。これを勘定別に見ますと、共済勘定の約1,053億円が全体の49.69%を、一般勘定の約529億円が24.99%を、承継債権管理回収勘定の約321億円が15.16%をそれぞれ占めています。
- ✓ 一方、経常費用については、法人全体で約1,803億円であり、共済勘定の約1,017億円が全体の56.44%を、一般勘定の約537億円が29.78%を占めています。
- ✓ 法人単位全体の当期利益は約293億円となっており、主な要因としては、承継債権管理回収勘定で約299億円、保険勘定において約1億円の当期利益が発生した一方で、一般勘定において約7億円の当期損失が発生したことによるものです。

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担保 貸付勘定	承継債権 管理回収勘定	法人単位
経常収益	52,946	105,256	19,806	1,688	24	32,112	211,836
経常費用	53,670	101,725	20,947	1,672	26	2,208	180,250
経常利益又は損失	△ 724	3,530	△ 1,140	16	△ 1	29,904	31,585
臨時利益	－	1	1,251	6	2	7	1,269
臨時損失	－	3,531	－	－	－	－	3,531
前中期目標期間繰越積立金取崩額	－	－	－	10	0	－	11
当期利益又は損失	△ 724	－	111	33	1	29,911	29,334

(注) 百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

貸付事業における債権分類について

▶ 民間金融機関の基準に準じて破綻先債権額、延滞債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

● 一般勘定

(単位：百万円)

区 分		平成27年度	平成26年度
破綻先債権額	(A)	2,239	3,327
延滞債権額	(B)	32,084	37,604
3箇月以上延滞債権額	(C)	1,100	777
貸出条件緩和債権額	(D)	40,224	32,414
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	(E)	75,648	74,124
総貸付残高	(F)	3,493,834	3,477,642
比率 (E)／(F)×100		2.17%	2.13%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

・破綻先債権額 (A) : 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

● 年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分		平成27年度	平成26年度
破綻先債権額	(A)	55	84
延滞債権額	(B)	47	50
3箇月以上延滞債権額	(C)	15	33
貸出条件緩和債権額	(D)	26	26
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	(E)	144	196
総貸付残高	(F)	87,754	125,997
比率 (E)／(F)×100		0.16%	0.16%

・延滞債権額 (B) : 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。

・3箇月以上延滞債権額 (C) : 元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権(A)及び延滞債権(B)に該当しない貸出金をいいます。

・貸出条件緩和債権額 (D) : 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権(A)、延滞債権(B)及び3箇月以上延滞債権(C)に該当しない貸出金をいいます。

● 労災年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分		平成27年度	平成26年度
破綻先債権額	(A)	1	6
延滞債権額	(B)	0	1
3箇月以上延滞債権額	(C)	0	0
貸出条件緩和債権額	(D)	4	0
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	(E)	6	8
総貸付残高	(F)	2,073	3,024
比率 (E)／(F)×100		0.34%	0.27%

注2) 一般勘定における総貸付残高(F)には、以下の貸付受入金が含まれております。

・平成26年度貸付受入金 156,781百万円
・平成27年度貸付受入金 85,074百万円

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

貸付事業における債権分類について

- 民間金融機関の基準に準じて破綻先債権額、延滞債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

● 承継債権管理回収勘定

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成26年度
破綻先債権額 (A)	8,251	8,712
延滞債権額 (B)	5,002	5,593
3箇月以上延滞債権額 (C)	4,627	5,685
貸出条件緩和債権額 (D)	35,324	40,904
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D) (E)	53,206	60,894
総貸付残高 (F)	807,278	944,404
比率 (E)／(F)×100	6.59%	6.45%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- ・破綻先債権額 (A) : 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
- ・延滞債権額 (B) : 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。
- ・3箇月以上延滞債権額 (C) : 元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権(A)及び延滞債権(B)に該当しない貸出金をいいます。
- ・貸出条件緩和債権額 (D) : 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権(A)、延滞債権(B)及び3箇月以上延滞債権(C)に該当しない貸出金をいいます。
- ・その他 : 1 総貸付残高(F)には、仮受金596百万円を含んでおります。
2 債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権が正常債権である2,833百万円については、リスク管理債権に含めておりません。
3 リスク管理債権のうち、金融機関の保証で全額回収が見込まれる債権は32,718百万円であり、当該債権額を除いた比率は2.54%となります。

注2) このリスク管理債権は、機関保証等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示した債権額のすべてが回収不能となるものではありません。

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

貸付金の自己査定について

➤ 当機構における平成27年度末における貸付金の自己査定につきましては、以下のとおりです。

● 一般勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	10,984	2,465,348
	要注意先	3,132	903,663
	要管理先以外	3,022	860,787
	要管理先	110	42,876
	計	14,116	3,369,012
貸倒懸念債権	破綻懸念先	64	32,350
破産更生債権等	実質破綻先	46	5,159
	破綻先	23	2,239
	計	69	7,398
合	計	14,249	3,408,760

● 承継債権管理回収勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	106,467	392,143
	要注意先	103,782	396,662
	要管理先以外	76,187	290,666
	要管理先	27,595	105,996
	計	210,249	788,806
貸倒懸念債権	破綻懸念先	182	6,227
破産更生債権等	実質破綻先	792	3,997
	破綻先	2,042	8,247
	計	2,834	12,244
合	計	213,265	807,278

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・ 正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいいます。
- ・ 要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいいます。
- ・ 要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先でない債務者をいいます。
- ・ 要管理先 : 要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）である債務者をいいます。
- ・ 破綻懸念先 : 経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）をいいます。
- ・ 実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく状況にあると認められる等、実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。
- ・ 破綻先 : 破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいいます。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金額 85,074百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は貸付件数を計上しています。

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

貸付金の自己査定について

➤ 当機構における平成27年度末における貸付金の自己査定につきましては、以下のとおりです。

● 年金担保貸付勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	275,461	87,649
	要注意先	14	4
	要管理先以外	14	4
	要管理先	-	-
	計	275,475	87,654
貸倒懸念債権	破綻懸念先	55	17
破産更生債権等	実質破綻先	68	34
	破綻先	56	48
	計	124	82
合	計	275,654	87,754

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・ 正常先 : 回収状況が良好であり、かつ、特段の問題がないと認められる債務者をいいます。
- ・ 要注意先（要管理先） : 死亡等による年金の失権、年金全額支給停止又は支払保留により債権回収が困難となった債権及び現況届等の未提出により年金が差し止められ未回収が6か月以上となった債権であって債務者に対し期限の利益を喪失させて一括弁済請求を行った債権（以下「事故口債権」という。）のうち、事故口債権認定月以降未回収となった月が3か月以上6か月未満経過した債務者及び貸出条件緩和債権（約定条件の改定等を行った貸出債権）である債務者をいいます。
- ・ 要注意先（要管理先以外） : 事故口債権認定月以降未回収となった月が3か月未満である債務者をいいます。
- ・ 破綻懸念先 : 事故口債権のうち、事故口債権認定月以降未回収となった月が6か月以上12か月未満である債務者をいいます。
- ・ 実質破綻先 : 事故口債権のうち、事故口債権認定月以降未回収となった月が12か月以上経過した債務者をいいます。
- ・ 破綻先 : 貸付実行前に債務者の死亡が判明し、保証機関の債務保証が受けられなくなった債務者その他これらに準ずる債務者をいいます。

注2) 貸付先数は、貸付件数を計上しています。

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

● 労災年金担保貸付勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	4,251	2,070
	要注意先	1	0
	要管理先以外	1	0
	要管理先	-	-
	計	4,252	2,071
貸倒懸念債権	破綻懸念先	2	0
破産更生債権等	実質破綻先	-	-
	破綻先	2	1
	計	2	1
合	計	4,256	2,073

当機構の財務内容について（法人単位・資産の状況）

▶ 法人単位

● 貸借対照表（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
資産	4,525,090	4,688,728	△ 163,638
I 流動資産	610,634	712,159	△ 101,525
現金及び預金	85,499	73,597	11,902
金銭の信託	74,273	75,414	△ 1,141
有価証券	62,200	148,000	△ 85,800
1年以内回収予定長期貸付金	380,116	406,857	△ 26,741
未収財源措置予定額	1,222	159	1,063
貸倒引当金	△ 114	△ 84	△ 30
その他	7,436	8,214	△ 778
II 固定資産	3,914,455	3,976,568	△ 62,113
有形固定資産	785	1,404	△ 619
無形固定資産	428	577	△ 149
長期貸付金等	3,925,154	3,986,800	△ 61,646
貸倒引当金	△ 12,649	△ 12,952	303
その他	736	739	△ 3

科目	平成27年度	平成26年度	差額
負債	3,600,491	3,540,871	59,620
I 流動負債	351,909	400,181	△ 48,272
運営費交付金債務	979	233	746
預り補助金等	2,638	4,297	△ 1,659
短期借入金	－	21,030	△ 21,030
1年以内償還予定福祉医療機構債券	68,000	99,000	△ 31,000
1年以内返済予定長期借入金	269,803	264,804	4,999
賞与引当金	31	29	2
その他	10,455	10,787	△ 332
II 固定負債	3,137,844	3,032,231	105,613
福祉医療機構債券	258,000	289,000	△ 31,000
長期借入金	2,878,145	2,741,581	136,564
退職給付引当金	635	517	118
抵当権移転登記引当金	490	562	△ 72
その他	573	569	4
III 法令に基づく引当金等	110,737	108,458	2,279
退職手当給付費支払資金	33,605	30,075	3,530
心身障害者扶養保険責任準備金	77,131	78,383	△ 1,252
純資産	924,598	1,147,856	△ 223,258
I 資本金	902,609	1,121,382	△ 218,773
II 資本剰余金	△ 1,626	△ 1,545	△ 81
III 利益剰余金	23,615	28,019	△ 4,404

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（法人単位・損益の状況）

▶ 法人単位

● 損益計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常費用	180,250	178,300	1,950
福祉医療貸付業務費	51,306	52,354	△ 1,048
経営指導業務費	277	248	29
福祉保健医療情報サービス業務費	342	325	17
社会福祉振興助成業務費	885	1,418	△ 533
退職手当共済業務費	101,622	96,170	5,452
心身障害者扶養保険業務費	20,913	20,978	△ 65
年金担保貸付業務費	1,591	2,030	△ 439
労災年金担保貸付業務費	23	30	△ 7
承継債権管理回収業務費	2,037	3,305	△ 1,268
一般管理費	1,242	1,165	77
雑損	7	273	△ 266
経常利益	31,585	41,187	△ 9,602
臨時損失			
（退職手当給付費支払資金繰入）	3,531	4,529	△ 998
（心身障害者扶養保険責任準備金繰入）	－	449	△ 449
（抵当権移転登記引当金繰入）	－	562	△ 562
当期純利益	29,323	37,140	△ 7,817
前中期目標期間繰越積立金取崩額	11	19	△ 8
当期総利益	29,334	37,160	△ 7,826

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常収益	211,836	219,488	△ 7,652
運営費交付金収益	3,369	3,312	57
福祉医療貸付事業収入	46,521	47,648	△ 1,127
経営指導事業収入	46	38	8
福祉保健医療情報サービス事業収入	6	7	△ 1
退職手当共済事業収入	52,390	50,210	2,180
心身障害者扶養保険事業収入	19,706	25,672	△ 5,966
年金担保貸付事業収入	1,669	2,164	△ 495
労災年金担保貸付事業収入	23	28	△ 5
承継債権管理回収事業収入	31,983	37,276	△ 5,293
補助金等収益	54,532	52,516	2,016
財源措置予定額収益	1,222	159	1,063
資産見返運営費交付金戻入	193	199	△ 6
財務収益	132	185	△ 53
雑益	40	66	△ 26

臨時利益			
（退職給付引当金戻入益）	－	401	△ 401
（貸倒引当金戻入益）	9	1,084	△ 1,075
（退職手当給付費支払資金戻入益）	1	8	△ 7
（心身障害者扶養保険責任準備金戻入益）	1,251	－	1,251
（抵当権移転登記引当金戻入益）	7	－	7

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（一般勘定・資産の状況）

◆ 資産の部 ◆

【ポイント①】流動資産及び固定資産に計上している貸付金（１年以内回収予定長期貸付金及び長期貸付金等）は3,408,760百万円であり資産全体（3,413,177百万円）の99.8%を占めています。

◆ 負債の部 ◆

【ポイント②】貸付原資となる借入金3,147,948百万円及び福祉医療機構債券235,000百万円を計上しており、負債全体（3,395,571百万円）の99.6%を占めています。

◆ 純資産の部 ◆

【ポイント③】東日本大震災からの復旧・復興に係る貸付について優遇措置を行っていること等に伴う当期総損失724百万円を含む繰越欠損金4,144百万円の計上により、純資産は17,605百万円となっています。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
資産	3,413,177	3,323,224	89,953
I 流動資産	271,121	264,078	7,043
現金及び預金	5,046	2,414	2,632
１年以内回収予定長期貸付金	260,051	255,696	4,354
貸倒引当金	△ 91	△ 62	△ 28
その他	6,115	6,030	85
II 固定資産	3,142,055	3,059,145	82,909
有形固定資産	684	1,342	△ 658
無形固定資産	318	417	△ 99
長期貸付金等	3,148,709	3,065,164	83,545
貸倒引当金	△ 8,369	△ 8,491	122
その他	712	712	—

ポイント①

科目	平成27年度	平成26年度	差額
負債	3,395,571	3,304,375	91,196
I 流動負債	311,967	347,313	△ 35,346
運営費交付金債務	810	178	632
預り補助金等	2,546	4,295	△ 1,749
１年以内償還予定福祉医療機構債券	30,000	69,000	△ 39,000
１年以内返済予定長期借入金	269,803	264,804	4,999
その他	8,807	9,035	△ 228
II 固定負債	3,083,604	2,957,061	126,542
福祉医療機構債券	205,000	215,000	△ 10,000
長期借入金	2,878,145	2,741,581	136,563
その他	458	480	△ 21
純資産	17,605	18,848	△ 1,242
I 資本金	23,354	23,793	△ 439
II 資本剰余金	△ 1,604	△ 1,525	△ 79
III 繰越欠損金	△ 4,144	△ 3,420	△ 724

ポイント②

ポイント③

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（一般勘定・損益の状況）

◆ 当期総損失 ◆

【ポイント】当期総損失**724百万円**を計上する要因の主なものとして、東日本大震災に係る災害復旧資金について無利子貸付等の優遇措置を講じていることによる利差分（**△729百万円**）があげられます。

なお、東日本大震災に係る災害復旧資金の優遇措置を行うため、財務基盤の強化として平成23年度補正予算において政府出資金142億円が措置されています。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常費用	53,670	55,424	△ 1,754
福祉医療貸付業務費	51,306	52,354	△ 1,047
（うち借入金利息）	(44,982)	(46,535)	(△ 1,552)
（うち債券利息）	(3,673)	(4,275)	(△ 601)
経営指導業務費	277	248	28
福祉保健医療情報サービス業務費	342	325	16
社会福祉振興助成業務費	885	1,418	△ 532
一般管理費	852	826	25
雑損	6	251	△ 244

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常収益	52,946	53,200	△ 254
運営費交付金収益	2,724	2,691	32
福祉医療貸付事業収入	46,521	47,648	△ 1,127
経営指導事業収入	46	38	7
福祉保健医療情報サービス事業収入	6	7	△ 1
補助金等収益	3,459	2,626	833
資産見返運営費交付金戻入	164	175	△ 11
財務収益	4	3	0
雑益	19	8	11

経常損失	△ 724	△ 2,224	1,500
------	-------	---------	-------

臨時利益	—	1,084	△ 1,084
貸倒引当金戻入益			

当期純損失	△ 724	△ 1,139	415
-------	-------	---------	-----

当期総損失	△ 724	△ 1,139	415
-------	-------	---------	-----

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（共済勘定・資産の状況）

◆ 資産の部 ◆

【ポイント①】流動資産に現金及び預金等**32,571百万円**を計上しており、資産全体（**34,124百万円**）の**95.4%**を占めています。

【ポイント②】平成27年度は退職手当給付金が当初計画に比して増加し、都道府県補助金に不足が生じたため**1,222百万円**の未収財源措置予定額を計上しています。

◆ 負債の部 ◆

【ポイント③】国庫補助金の返納額を預り補助金等**92百万円**として計上しています。

【ポイント④】預り金**68百万円**は、退職手当給付金に係る預り金を計上しています。

【ポイント⑤】独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第15条第1号の規定に基づき、退職手当給付費支払資金**33,605百万円**を計上しています。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
資産	34,124	30,379	3,745
I 流動資産	34,044	30,303	3,741
現金及び預金	21,571	1,216	20,354
有価証券	11,000	28,800	△ 17,800
未収財源措置予定額	1,222	159	1,062
その他	251	127	123
II 固定資産	79	75	3
有形固定資産	38	32	6
無形固定資産	40	43	△ 2

科目	平成27年度	平成26年度	差額
負債	34,124	30,379	3,744
I 流動負債	442	228	214
運営費交付金債務	156	47	108
預り補助金等	92	1	91
預り金	68	59	8
その他	124	119	5
II 固定負債	76	75	0
III 法令に基づく引当金等			
退職手当給付費支払資金	33,605	30,075	3,530

（注1）「未収財源措置予定額」は都道府県補助金の年度内未収分を指します。

（注2）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（共済勘定・損益の状況）

◆ 経常利益 ◆

【ポイント①】 経常利益は3,530百万円となっています。これは掛金収入などを主とする退職手当共済事業収入52,390百万円、補助金等収益51,072百万円などの収益が退職手当給付金101,154百万円を上回ったことが主な要因です。

◆ 臨時損失及び臨時利益 ◆

【ポイント②】 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める算定の方法により、共済勘定（給付経理）に係る調整財源に充てるため、退職手当給付費支払資金繰入及び退職手当給付費支払資金戻入益を計上しています。

◆ 当期純利益及び当期総利益 ◆

【ポイント③】 ポイント②により財源調整が行われることから、当期純利益及び当期総利益はゼロとなっています。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常費用	101,725	96,269	5,455
退職手当共済業務費 （うち退職手当給付金）	101,622 (101,154)	96,170 (95,739)	5,452 (5,414)
一般管理費	103	99	3
雑損	0	—	0

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常収益	105,256	100,791	4,465
運営費交付金収益	545	508	36
退職手当共済事業収入	52,390	50,210	2,179
補助金等収益	51,072	49,890	1,182
財源措置予定額収益	1,222	159	1,062
資産見返運営費交付金戻入	25	21	4
雑益	0	0	0

経常利益	ポイント①	3,530	4,521	△ 990
------	-------	-------	-------	-------

臨時損失				
退職手当給付費支払資金繰入	ポイント②	3,531	4,529	△ 997
臨時利益				
退職手当給付費支払資金戻入益		1	8	△ 6

当期純利益	ポイント③	—	—	—
当期総利益		—	—	—

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（保険勘定・資産の状況）

◆ 資産の部 ◆

【ポイント①】流動資産に将来の年金給付の財源にあたる金銭の信託74,273百万円を計上しており、資産全体（74,340百万円）の99.9%を占めています。なお、金銭の信託は、年金給付金の支払額が保険金の収入額を上回った影響等により、前年度に比べ1,140百万円減少しています。

◆ 負債の部 ◆

【ポイント②】独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第15条第2号の規定に基づき、心身障害者扶養保険責任準備金77,131百万円を計上しています。

◆ 純資産の部 ◆

【ポイント③】繰越欠損金が前年度に比べ111百万円減少（当期総利益111百万円の計上）しています。これは、金銭の信託（年金資産額）の減少（1,140百万円）があったものの、心身障害者扶養保険責任準備金の減少（1,251百万円）がそれを上回っていることによるものです。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
資産	74,340	75,473	△ 1,133
I 流動資産	74,334	75,470	△ 1,136
現金及び預金	60	56	3
金銭の信託	74,273	75,414	△ 1,140
II 固定資産	6	2	3
有形固定資産	5	2	3
無形固定資産	0	0	△ 0

科目	平成27年度	平成26年度	差額
負債	77,156	78,400	△ 1,244
I 流動負債	20	15	4
運営費交付金債務	12	7	5
その他	7	7	0
II 固定負債	5	2	2
III 法令に基づく引当金等			
心身障害者扶養保険責任準備金	77,131	78,383	△ 1,251
純資産	△ 2,816	△ 2,927	111
I 繰越欠損金	△ 2,816	△ 2,927	111

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（保険勘定・損益の状況）

◆ 経常利益又は経常損失 ◆

【ポイント①】経常損失**1,140百万円**を計上しています。これは、中国経済の減速、原油価格の低迷、円高等による金融市場環境の影響もあり、金銭の信託等運用益が**880百万円**（前年度から**4,788百万円**の減少）となったことが主な要因です。

◆ 臨時利益 ◆

【ポイント②】独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める算定の方法により積み立てられた心身障害者扶養保険責任準備金の戻入益**1,251百万円**を計上しています。

◆ 当期純利益及び当期総利益 ◆

【ポイント③】以上のこと等により**111百万円**を計上しています。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常費用	20,947	21,038	△ 91
心身障害者扶養保険業務費	20,913	20,978	△ 64
（うち支払保険料）	(7,544)	(7,805)	(△ 260)
（うち給付金）	(13,302)	(13,098)	(204)
一般管理費	33	38	△ 4
雑損	0	22	△ 22

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常収益	19,806	25,786	△ 5,979
運営費交付金収益	99	112	△ 12
受取保険料	7,544	7,805	△ 260
保険金	11,281	12,198	△ 917
金銭の信託等運用益	880	5,669	△ 4,788
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0
雑益	0	0	△ 0

経常利益又は経常損失	ポイント①	△ 1,140	4,747	△ 5,887
------------	-------	---------	-------	---------

臨時損失				
心身障害者扶養保険責任準備金繰入		—	449	△ 449
臨時利益	ポイント②	1,251	—	1,251
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益				

当期純利益	ポイント③	111	4,298	△ 4,186
当期総利益		111	4,298	△ 4,186

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（年金担保貸付勘定・資産の状況）

◆ 資産の部 ◆

【ポイント①】流動資産及び固定資産に計上している貸付金（１年以内回収予定長期貸付金及び長期貸付金等）は87,754百万円であり、資産全体（92,661百万円）の94.7%を占めています。

なお、貸付金は前年度末と比べて38,241百万円の減少となっています。これは、平成26年12月の制度改正（貸付限度額の引下げ等）の影響によるものです。

◆ 負債の部 ◆

【ポイント②】貸付原資となる福祉医療機構債券91,000百万円を計上しており、負債全体（92,046百万円）の98.8%を占めています。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
資産	92,661	126,653	△ 33,991
I 流動資産	63,330	84,273	△ 20,942
現金及び預金	725	433	292
有価証券	4,000	—	4,000
1年以内回収予定長期貸付金	・ 58,421	83,589	△ 25,167
貸倒引当金	△ 1	△ 2	0
その他	184	252	△ 68
II 固定資産	29,331	42,380	△ 13,049
有形固定資産	○ 19	9	9
無形固定資産	○ 19	31	△ 12
長期貸付金等	・ 29,333	42,407	△ 13,074
貸倒引当金	△ 64	△ 95	31
その他	23	26	△ 3

ポイント①

科目	平成27年度	平成26年度	差額
負債	92,046	126,059	△ 34,013
I 流動負債	38,798	51,855	△ 13,057
1年以内償還予定福祉医療機構債券	・ 38,000	30,000	8,000
1年以内返済予定長期借入金	○ —	21,030	△ 21,030
賞与引当金	○ 11	11	0
その他	786	814	△ 27
II 固定負債	○ 53,248	74,203	△ 20,955
福祉医療機構債券	・ 53,000	74,000	△ 21,000
退職給付引当金	238	203	35
その他	8	—	8
純資産	614	593	21
I 資本剰余金	△ 21	△ 20	△ 1
II 利益剰余金	636	613	22

ポイント②

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（年金担保貸付勘定・損益の状況）

◆ 経常利益 ◆

【ポイント①】平成26年12月の制度改正（貸付限度額の引下げ等）の影響により前年度から101百万円の減少となっていますが、業務運営コストを適切に貸付金利に反映した結果、経常利益16百万円を計上しています。

◆ 当期総利益 ◆

【ポイント②】独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき承認を得ている積立金の取り崩しにより前中期目標期間繰越積立金取崩額10百万円を計上し、当期総利益が33百万円となっています。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常費用	1,672	2,094	△ 422
年金担保貸付業務費	1,591	2,030	△ 439
（うち業務委託費）	(1,165)	(1,441)	(△ 275)
（うち貸倒引当金繰入）	(一)	(16)	(△ 16)
一般管理費	80	64	15
雑損	0	—	0

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常収益	1,688	2,213	△ 524
年金担保貸付事業収入	1,669	2,164	△ 495
資産見返運営費交付金戻入	0	0	△ 0
財務収益	1	0	1
雑益	18	48	△ 30

経常利益	ポイント①	16	118	△ 101
------	-------	----	-----	-------

臨時利益				
退職給付引当金戻入益	—	136	△ 136	
貸倒引当金戻入益	6	—	6	

当期純利益	22	254	△ 231	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	10	19	△ 8	
当期総利益	ポイント②	33	273	△ 240

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（労災年金担保貸付勘定・資産の状況）

◆ 資産の部 ◆

【ポイント①】流動資産及び固定資産に計上している貸付金（１年以内回収予定長期貸付金及び長期貸付金等）は2,072百万円であり、平成26年12月の制度改正（貸付限度額の引下げ等）の影響により前年度から950百万円の減少となっています。

◆ 純資産の部 ◆

【ポイント②】貸付原資となる資本金（政府出資金）4,397百万円を計上しており、純資産全体 (4,424百万円) の99.3%を占めています。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
資産	4,478	4,476	2
I 流動資産	3,810	3,471	339
現金及び預金	2,391	241	2,149
有価証券	—	1,200	△ 1,200
1年以内回収予定長期貸付金	1,405	2,015	△ 609
貸倒引当金	—	△ 0	0
その他	13	14	△ 0
II 固定資産	667	1,005	△ 337
有形固定資産	0	0	0
無形固定資産	0	1	△ 0
長期貸付金等	667	1,009	△ 341
貸倒引当金	△ 1	△ 6	4

ポイント①

科目	平成27年度	平成26年度	差額
負債	53	53	0
I 流動負債	48	48	0
賞与引当金	0	0	0
その他	48	48	0
II 固定負債	5	4	0
退職給付引当金	4	4	0
その他	0	0	0
純資産	4,424	4,423	1
I 資本金	4,397	4,397	—
II 利益剰余金	27	25	1

ポイント②

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（労災年金担保貸付勘定・損益の状況）

◆ 経常利益 ◆

【ポイント①】業務運営コストを適切に貸付金利に反映した結果、経常利益**1.4百万円**を計上しています。

◆ 当期総利益 ◆

【ポイント②】独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき承認を得ている積立金の取り崩しにより前中期目標期間繰越積立金取崩額**0.1百万円**を計上し、当期総利益が**1.6百万円**となっています。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常費用	26.3	32.9	△ 6.6
労災年金担保貸付業務費	23.7	30.8	△ 7.1
（うち業務委託費）	(18.4)	(24.1)	(△ 5.7)
（うち貸倒引当金繰入）	—	(1.9)	(△1.9)
一般管理費	2.5	2.1	0.4
雑損	0	—	0

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常収益	24.8	30.4	△ 5.5
労災年金担保貸付事業収入	23.2	28.6	△ 5.3
資産見返運営費交付金戻入	0.0	0.0	0.0
財務収益	0.9	1.5	△ 0.5
雑益	0.5	0.2	0.2

経常利益又は経常損失	ポイント①	△1.4	△ 2.5	1.1
------------	-------	------	-------	-----

臨時利益			
退職給付引当金戻入益	—	2.7	△ 2.7
貸倒引当金戻入益	2.9	—	2.9

当期純利益	1.4	0.1	1.3
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0.1	0.3	△ 0.1
当期総利益	ポイント② 1.6	0.5	1.1

（注1）事業規模を勘案し、当該勘定については小数点第一位までの表示としています。

（注2）十万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（承継債権管理回収勘定・資産の状況）

◆ 資産の部 ◆

【ポイント①】流動資産及び固定資産に計上している貸付金（１年以内回収予定長期貸付金及び長期貸付金等）は806,681百万円であり、資産全体（906,308百万円）の89.0%を占めています。

なお、現金及び預金、有価証券には貸付回収金（元金及び利息）を含んでおり、貸付回収金を国庫納付（年４回）するまでの間、余資運用を行っています。

◆ 純資産の部 ◆

【ポイント②】資本金（政府出資金）は874,857百万円であり、純資産全体（904,769百万円）の96.6%を占めており、これが貸付原資となっています。なお、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第5条の2第6項から第8項並びに同法施行令附則第5条の2第2項から第6項の規定に基づき、平成27年度においては、252,060百万円を国庫納付し、資本金218,333百万円及び利益剰余金33,727百万円を減少させています。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
資産	906,308	1,128,521	△ 222,213
I 流動資産	163,992	254,561	△ 90,569
現金及び預金	55,704	69,234	△ 13,530
有価証券	46,600	118,000	△ 71,400
1年以内回収予定長期貸付金	60,238	65,556	△ 5,318
貸倒引当金	△ 21	△ 18	△ 2
その他	1,471	1,789	△ 317
II 固定資産	742,315	873,959	△ 131,644
有形固定資産	36	17	18
無形固定資産	49	83	△ 33
長期貸付金等	746,443	878,218	△ 131,774
貸倒引当金	△ 4,214	△ 4,359	144

ポイント①

科目	平成27年度	平成26年度	差額
負債	1,538	1,602	△ 63
I 流動負債	632	719	△ 87
賞与引当金	19	17	1
その他	612	701	△ 88
II 固定負債	906	882	23
退職給付引当金	391	310	81
抵当権移転登記引当金	490	562	△ 71
その他	24	10	13
純資産	904,769	1,126,918	△ 222,149
I 資本金	874,857	1,093,191	△ 218,333
II 利益剰余金	29,911	33,727	△ 3,815

ポイント②

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（承継債権管理回収勘定・損益の状況）

◆ 経常利益 ◆

【ポイント①】貸付金利息収入等31,983百万円を確保したことにより、経常利益29,904百万円を計上しています。

◆ 当期総利益 ◆

【ポイント②】経常利益とほぼ同額となる当期総利益29,911百万円を計上しています。

（単位：百万円）

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常費用	2,208	3,439	△ 1,230
承継債権管理回収業務費 （うち貸倒引当金繰入）	2,037 (132)	3,305 (1,091)	△ 1,267 (△ 959)
一般管理費	169	133	36
雑損	0	—	0

科目	平成27年度	平成26年度	差額
経常収益	32,112	37,466	△ 5,353
承継債権管理回収業務収入	31,983	37,276	△ 5,292
資産見返運営費交付金戻入	1	1	0
財務収益	125	179	△ 54
雑益	2	8	△ 6

経常利益	ポイント①	〇〇	29,904	34,027	△ 4,123
------	-------	----	--------	--------	---------

臨時損失					
抵当権移転登記引当金繰入		—	562		△ 562
臨時利益					
退職給付引当金戻入益		—	262		△ 262
抵当権移転登記引当金戻入益		7	—		7

当期純利益		29,911	33,727	△ 3,815	
当期総利益	ポイント②	〇〇	29,911	33,727	△ 3,815

（注）百万円未満を切り捨てているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

- 承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年度から業務を休止しています。

8. 平成28年度予算及び 平成29年度予算概算要求の概要について

貸付事業計画の概要

▶ 平成27年度～平成29年度 貸付事業計画

【一般勘定】

区 分		27年度	28年度			29年度		
		予算額	当初予算額	第二次補正	計	要求額	対前年度(当初予算額)	
							増△減額	伸び率
福 祉 貸 付	貸付契約額	億円 2,865	億円 2,999	億円 50	億円 3,049	億円 3,009	億円 10	% 0.3
	資金交付額	2,864	3,103	50	3,153	2,645	△ 458	△ 14.8
医 療 貸 付	貸付契約額	1,321	1,377	41	1,418	1,457	80	5.8
	資金交付額	1,468	1,444	41	1,485	1,382	△ 62	△ 4.3
合 計	貸付契約額	4,186	4,376	91	4,467	4,466	90	2.1
	資金交付額	4,332	4,547	91	4,638	4,027	△ 520	△ 11.4
	財政融資資金借入金	4,608	4,674	91	4,765	4,001	△ 673	△ 14.4
	自己資金等	△ 276	△ 127		△ 127	26	153	120.5
	(うち福祉医療機構債券)	(200)	(200)		(200)	(200)	(-)	(0.0)

【年金担保貸付勘定】

区 分		27年度	28年度
		予算額	予算額
年金担保貸付		億円	億円
	貸付契約額	894	557
	資金交付額	894	557
	自己資金等	894	557
	(うち福祉医療機構債券)	(340)	(150)

注) 年金担保貸付勘定における29年度予算については、今後、政府予算案作成に併せて作成する予定です。

(参考)

区 分	27年度	28年度
	予算額	予算額
福祉医療機構債券(合 計)	億円 540	億円 350

交付金等の概要

▶ 平成27年度～平成29年度（交付金・補給金・補助金等の概要）

区 分	27年度			28年度	29年度		
	当初予算額	第一次補正	計	予算額	要求額	対前年度(予算額)	
						増△減額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
一 般 勘 定	8,724,966	688,779	9,413,745	6,761,600	6,921,339	159,739	2.4
運 営 費 交 付 金	2,719,242	688,779	3,408,021	2,402,869	2,091,005	△ 311,864	△ 13.0
社会福祉振興助成費補助金	702,542		702,542	607,699	1,079,779	472,080	77.7
利 子 補 給 金	5,303,182		5,303,182	3,751,032	3,750,555	△ 477	△ 0.0
共 済 勘 定	25,700,358	1,206,906	26,907,264	26,902,189	27,112,296	210,107	0.8
運 営 費 交 付 金	667,556		667,556	548,762	622,916	74,154	13.5
給 付 費 補 助 金	25,032,802	1,206,906	26,239,708	26,353,427	26,489,380	135,953	0.5
保 険 勘 定							
運 営 費 交 付 金	105,394		105,394	104,847	102,890	△ 1,957	△ 1.9
合 計	34,530,718	1,895,685	36,426,403	33,768,636	34,136,525	367,889	1.1
(うち、運営費交付金)	3,492,192	688,779	4,180,971	3,056,478	2,816,811	△ 239,667	△ 7.8

① 一般勘定

福祉医療貸付事業は、主に社会福祉事業施設及び病院等の極めて公共性の高い事業に対する融資を行っていますが、その実施主体である社会福祉法人等は財政基盤が脆弱であるために、政策融資として長期に低利で資金を融通しており、このため発生する調達金利と貸付金利とのいわゆる逆ざや等の事業実施に直接必要な経費について予算措置（損益差補助）に基づく利子補給金を受け入れているほか、平成24年度補正予算において措置された施設の耐震化等整備の優遇融資のための政府出資金（46億余円）、及び平成25年度補正予算において措置された施設のスプリンクラー設置等への優遇融資のための政府出資金（4億余円）により財務基盤を強化し、損失に備えることとしております。

また、東日本大震災により被災した施設の復旧支援として貸付条件の優遇措置を講じており、これにより発生する逆ざや等については、平成23年度補正予算において措置された政府出資金（第1次100億円、第2次40億円及び第3次2億円）により財務基盤を強化し、損失に備えることとしております。

そのほか、社会福祉振興助成事業にかかる助成金については、予算措置に基づき国から社会福祉振興助成費補助金を受け入れております。また、福祉医療貸付事業、福祉医療経営診断指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に要する経費及び事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金をそれぞれ受け入れるとともに、事業目的を損なわない範囲で利用者負担による自己収入を確保し充当しています。

② 共済勘定

共済勘定は、当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することになっており、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。

また、給付経理における事業に要する経費については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第18条及び第19条に基づき国及び都道府県から給付費補助金を受け入れております。

③ 保険勘定

保険勘定は、共済勘定と同様に当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することになっており、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。

また、給付経理における事業に要する経費については、都道府県等を経由して払込まれる保険料収入等により賄われており、運営費交付金は受け入れておりません。

④ 年金担保貸付勘定

年金担保貸付勘定においては、貸付原資の借入金利息や業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。事務的経費や人件費等の間接的な経費については、平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

なお、貸付原資の調達については、貸付と借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度より財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととしております。

⑤ 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付勘定においては、貸付原資が政府出資金であることから資金調達コストは発生しませんが、業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、年金担保貸付勘定と同様に借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。

また、事務的経費や人件費等の間接的な経費についても年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは、通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

⑥ 承継債権管理回収勘定

承継債権管理回収勘定は、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金住宅融資等の債権の管理・回収業務及びこれに附帯する業務を行っております。承継した貸付金債権は、全額政府出資金として受け入れていることから、当該業務にかかるリスクは発生しない構造になっています。

承継債権の管理及び回収の業務に要する経費及び人件費等の間接的な経費については、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは承継債権（貸付金）にかかる貸付金利息収入等で賄うこととしております。

⑦ 承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年度から業務を休止しております。

9. 福祉医療機構債券（財投機関債）発行について

福祉医療機構債券（財投機関債）発行について

▶ 福祉医療機構債券（財投機関債）について

◆ 一般担保付

（福祉医療機構法第17条第2項：福祉医療機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する）

福祉医療機構法第17条第3項：前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする）

◆ B I S リスクウェイト 10% ◆ 厚生労働大臣発行認可（福祉医療機構法第17条第1項）

▶ 平成28年度上期の福祉医療機構債券（財投機関債）発行実績

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	対国債 スプレッド (bp)	格付
第45回	2016年6月3日	2016年6月20日	3	100	0.001	100.00	0.001	—	AA(R&I)
第46回	2016年6月3日	2016年6月20日	10	100	0.080	100.00	0.080	—	AA(R&I)

- 平成28年度発行予定額
350億円
【一般勘定】 10年債 200億円（うち、100億円発行済）
【年金担保貸付勘定】 3年債 150億円（うち、100億円発行済）

- ・今後の発行金額・発行時期等につきましては、資金需要や市場環境等を踏まえながら決定いたします。
- ・起債に関する詳細な情報は当機構ホームページにて随時お知らせしております。
（ホームページアドレス； <http://hp.wam.go.jp/saiken/tabid/64/Default.aspx>）

福祉医療機構債券（財投機関債）発行について

➤ 過去の福祉医療機構債券（財投機関債）発行実績（平成27年度）

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	対国債 スプレッド (bp)	格付
第42回	2015年6月3日	2015年6月17日	3	170	0.100	100.00	0.100	4.0 [※]	AA(R&I)
第43回	2015年6月3日	2015年6月17日	10	100	0.558	100.00	0.558	9.5	AA(R&I)
第44回	2015年12月2日	2015年12月21日	3	100	0.100	100.00	0.100	4.0 [※]	AA(R&I)

※需要が集約されたスプレッドを記載している。

➤ 過去の福祉医療機構債券（財投機関債）発行実績（平成26年度）

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	対国債 スプレッド (bp)	格付
第38回	2014年6月4日	2014年6月18日	3	230	0.152	100.00	0.152	4.5	AA(R&I)
第39回	2014年6月4日	2014年6月18日	10	100	0.674	100.00	0.674	6.0	AA(R&I)
第40回	2014年12月3日	2014年12月17日	3	130	0.101	100.00	0.101	4.0 [※]	AA(R&I)
第41回	2014年12月3日	2014年12月17日	10	100	0.490	100.00	0.490	3.5	AA(R&I)

※需要が集約されたスプレッドを記載している。

【お問い合わせ先】

独立行政法人福祉医療機構 経理部資金課

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

TEL : 03 (3438) 0212

FAX : 03 (3438) 0219

URL : <http://hp.wam.go.jp/>